

令和4年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第5日目）

本日の会議 令和4年3月11日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	金子 恵	副委員 長	松林 敏
委員	安部 都	委員	内村 博法
委員	安藤 克彦	委員	岩永 政則
委員	堤 理志	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課 長	青田 浩二	係 長	江口 美和子
-------	-------	-----	--------

説明のため出席した者

副町長 鈴木 典秀

総務部長 日名子 達也

(契約管財課)

課 長	和田 弘	課長補佐	永野 英明
係 長	前川 哲郎		

(財政課)

課 長 木須 紀彦

住民福祉部長 栗山 浩二

(福祉課)

課 長	山口 聡一朗	課長補佐	小林 純子
係 長	後藤 理子	係 長	池田 麻夢

(こども政策課)

課 長	宮司 裕子	高田保育所 所長	松尾 郁子
課長補佐	藤吉 有見	係 長	山口 陽子

係 長 尾田 光洋

(住民環境課)

課 長 中尾盛雄
係 長 島 美紀

課長補佐 久原和彦
係 長 関口直人

健康保険部長 志田純子
(健康保険課)

課 長 藤崎隆行
係 長 相川沙織
(介護保険課)

課長補佐 木澤奈津代
係 長 松田祐貴

課 長 細田愛二
係 長 西村 淳
主任保健師 濱崎美雪

参 事 中村幸子
係 長 浦川 真

(会計)

会計管理者 宮崎伸之

係 長 一瀬奈々

(議会事務局・監査事務局)

局 長 富永正彦

議事課長兼監査事務局長

課長補佐 梶尾和美

青田浩二
係 長 江口美和子

本日の委員会に付した案件

議案第 7号 長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

議案第17号 令和4年度長与町一般会計予算

開 会 9時30分

閉 会 16時10分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。本日も昨日に引き続き、令和4年第1回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第17号令和4年度長与町一般会計予算の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。まず高田保育所から。

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

令和4年度長与町一般会計予算の高田保育所所管につきまして御説明をさせていただきます。歳入から御説明します。説明書の12、13ページをお開きください。12款1項1目1節児童福祉費負担金の2行目スポーツ振興センター共済保護者負担金（高田保育所）2万5,000円が高田保育所所管となります。次に14、15ページをお開きください。13款1項2目民生使用料2節児童福祉使用料の全てが高田保育所所管となります。次に20、21ページをお開きください。14款2項2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の1行目の子ども子育て支援交付金のうち、441万2,000円が高田保育所所管となります。内訳は、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、子育て支援センターの新型コロナウイルス感染症対策事業になります。続きまして2行目の保育対策総合支援事業費補助金のうち24万9,000円が高田保育所所管となります。新型コロナウイルス感染症対策事業分で補助率は2分の1です。次に24、25ページをお開きください。15款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金の2行目保育対策総合支援事業費補助金のうち260万円が高田保育所所管となります。医療的ケア児保育支援事業となり、補助率は4分の3です。続きまして3行目子ども子育て支援交付金のうち434万9,000円が高田保育所所管となります。内訳は、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、子育て支援センター新型コロナウイルス感染症対策事業になります。補助率は3分の1です。次に36、37ページをお開きください。20款5項1目雑入の下から4段目副食費162万円が高田保育所所管となります。一人当たり4,500円、30人と想定し、12か月分となります。歳入は以上です。

続きまして歳出でございます。98、99ページをお開きください。3款2項3目高田保育所費のうち、節ごとに昨年度と異なる部分を御説明いたします。1節報酬の2行目から6行目は会計年度任用職員の報酬となります。3,643万5,000円で、昨年度と比較して318万9,000円の減額となっております。理由として、障害児保育の担当が不要になったことと、育児休業代替保育士分を1節報酬から2節給料に移行したためです。2節給料は正規職員11名分と会計年度任用職員フルタイム2名分の給料です。4,034万2,000円で300万1,000円増額となっております。会計年度任用職員フルタイムを雇用する理由ですが、クラスの児童数に対する保育士の人数が2名以上になったときに、常勤を2名配置するように国の基準で定まっています。現在、高田保育所の常勤の保育士数は、クラスの数と定員に対して過不足ない状態です。従って、

産休、育児休暇取得者が出ると不足する形となり、代替職員はフルタイムで雇用する必要があります。次に3節職員手当等は、正規職員分と会計年度任用職員の期末手当です。2,867万5,000円で112万6,000円の増額となっております。理由は、育児休業代替保育士の手当分で増額となりました。次に4節共済費は1,743万5,000円で146万5,000円の増額となっております。職員と代替保育士分となっております。100、101ページをお開きください。14節工事請負費は、門扉取り替え工事、園庭内菜園新設工事になります。門扉取り替え工事は、門扉に不具合が生じ修繕を重ねながら使用していましたが、修繕不可能となりましたので工事を行いたいと考えております。園庭内の菜園エリアの新設工事は、園庭に畑を作り、野菜や果実を育て、自然教育と食育を行うものです。ほかは例年並みとなっております。次に令和4年度の主要な施策に関する説明書15、16ページをお開きください。吉田町長の施政方針である遊び心のあるまちづくりとして、玄関を1歩出るとアウトドアと題し、普段の生活の中で自然と繋がる視点を育てることを狙いに、県の環境アドバイザーを講師に招き、自然教育を行います。また、園庭に菜園も新設し、収穫物を防災用かまどで調理を行い、防災訓練も兼ねます。

以上が、高田保育所所管でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入の方から入っていきたいと思います。まず12、13ページ。ここで質疑はありませんか。次14、16ページ。よろしいですか。戻っても構いませんので、次20、21ページ。子ども子育て支援交付金、この辺り質疑はありませんか。では24、25ページ。ここも中段のところですか。それでは雑入の方に入ります。36、37ページ。ここは副食費になっています。質疑はいいですか。歳入全般で構いません。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

25ページの保育対策総合支援事業費補助金がだいぶ高くなっているという何か理由があったら教えてください。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

こちらは医療的ケア児保育支援総合事業ということで、医療的ケアが必要な子どもの受け入れを行った場合の補助金となります。医療的ケア児の受け入れは令和2年度から行っているんですが、令和2年度と令和3年度はモデル事業として採択されることが予算編成時には分からなかったもので、計上しておりませんでした。令和3年度から一般事業となりまして、令和4年度の当初予算に計上することになりました。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では歳出の方に移りたいと思います。98、99ページ高田保育所費。こちらで質疑はありませんか。次のページまで行って構いません。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

99ページ、3目1節保育所看護師報酬というのがあるわけですがけれども、看護師は恐らく医療的ケア児を専門にされるってということだろうと思いますけれども、医療的ケア児に付きっきりと思われるんですけれども、もし休むとしたらほかの保育士が代行でされるかもしれませんけども、その辺りの運営はどうされているんですか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

看護師は医療的ケア児のために配置している看護師です。医療的ケア児が付きっきりでケアをしないといけないという状態ではなく、順調に発達もしておりまして、クラスの児童と同じように活動ができています。安全を期して看護師を専属で配置しております。1日に1回痰の吸引を行っている状況です。初めは1日に3回ほど行っていたのが、だんだんと症状も安定して1回になっているところです。ただ今年度は看護師が休暇を取る場合はお休みをお願いするという事で保護者に御了解をいただいております。今年度はそのようにさせていただきました。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

101ページの工事請負費で、門扉の不具合があったということで御説明があったんですが、もう少し詳しくどういう状況だったのか、この辺りをお伺いしてよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

現在の門扉は、平成25年に建て替え移転を行ったときに設置された門扉でございます。スライド式の門扉になっているんですが、3枚の扉が連結されておりまして、その連結部分が外れやすくなっているという状況で、修繕を何度か重ねてきたんですが、今回もう修繕不能ですというふうに言われまして工事を考えました。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

状況は分かりました。それで今回取り替え工事をするに当たって同じようなことにな

らないような対策はどのようにされるのか、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

現在の門扉は、アスファルトに直接移動するタイヤが付いている状態で、上下左右に振動が起きて連結する部分の歪みが生じてきておりました。ですので土間の工事も同時に行うことにしまして歪みが生じないようにします。また、1列のタイヤだったんですけども、2列のタイヤがある門扉に交換することにしたので、より振動が無く、歪みが出ない、故障しにくい門扉を選んでおります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

土台をもっと平らにならしてスムーズに開閉できるようにするということと、タイヤをダブルにして強度をアップさせるということだというふうに理解をします。ちなみにこのスライド式の門扉の素材は何ですか。鉄なのか、アルミなのか。鉄だったら重量があると、それから錆がやっぱり発生するので、若干そういったところも問題なのかなという気もするんですが。分かれば結構ですが。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

多分アルミと記憶しているんですが手元にカタログの控えがありませんで、後日確実に御返答したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

対策をきちっとされるということなので、それについてはもう答弁は結構です。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

コロナについてお尋ねをしたいと思うんですが、現在収容施設辺りが、クラスターが出ておるような状況にあるようですね、全国的に。保育所では発生か何かあったんでしょうか。あるいは、発生して運営上何か問題があったのかどうかですね。それだけお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

現在高田保育所では、保護者の陽性者は確認されましたが、子どもは濃厚接触者にとどまり、いずれも検査の結果陰性で、陽性にはなりませんでした。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

高田保育所の方で、遊び心のあるまちづくりの中の自然環境教育ということで実施をするということで、その概要については説明もいただいたんですけども、通常子どもたちは園外に出て散歩とかもされたり、通常いろいろされていると思うんですが、今回いつもと違うというのがどこなのか、そこをもう少し詳しくお願いしていいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

現在も園外保育を行ったり、散歩を行ったりしております。今回新たに目的とするのは、普段の環境をさらに自然と繋がる、自然に気づく、季節の移ろいに対して気づきを得るための活動を行います。主にネイチャーゲームという教育を取り入れることにしております。その中では、目に見えることもですけど目に見えにくい風から感じるとか、あとは道端の草花や虫や鳥、風、陽の光などを、玄関を一步出ると感じられるっていうところを狙いにしています。と言いますのも、日々就労されている保護者が休日に自然環境が整っている所に子どもたちを連れて行って、体験をさせるというのがなかなか難しい現代ですので、保育所の方で大自然の中に行かなくても、身近な環境の中でも十分に自然体験はできるんだということを子どもたちに伝えて、またそれが御家庭の方でも広がるといいなと考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみに園庭を出て自然と交わる場所は、どの辺りを検討されているのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

まずは園庭の中で体験をします。そして、高田保育所の上にあるグラウンドをお借りしようと思っています。また、高田保育所の裏の方にある雑木などがある所も使いたいと思っています。ほかに高田保育所の近くの公園なども活用して、広報ながよで公園での遊びの様子を発信して、地域の住民にも体験ができるようにと考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

南小給食調理場でクラスターが出たと報道で出ているんですね。もう今どこでも出る要素はいっぱいあります。高田保育所の給食調理場では、コロナに対しての対策はどのようなことをされていますか。

○委員長（金子恵委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

調理室に限らずですが、まず出勤時と、出勤前に自宅で検温を行っていただいております。そして消毒をしてから調理室に入るようにしております。休憩時には1メートル以上離れて食事をするようにしております。マスクは着用しております。施設は定期的に消毒を行っております。体調に不良が見られるときには、無理せずに休暇をとるように話をしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。いいですか。

それでは質疑なしと認めます。これで高田保育所の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

引き続き、住民福祉部こども政策課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

それでは、令和4年度長与町一般会計予算のこども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。

事項別明細書の12、13ページをお開きください。歳入でございますが、12款1項1目1節児童福祉費負担金から2節滞納繰越分がこども政策課所管です。例年並みで見込んでおります。14、15ページをお開きください。2目1節の養育医療費保護者負担金がこども政策課所管です。未熟児医療費の自己負担分となっております。次に18、19ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目障害者自立支援給付費負担金のうち33万円が養育医療費でこども政策課所管です。3行目の障害児入所給付費等国庫負担金がこども政策課所管で、障害児通所給付費に対する国庫負担金で、給付費の見込額から前年度当初より約300万円増額となっております。補助率

は2分の1です。次に2節保育所運営費負担金は、給付見込額の増により約1,900万円の増額です。3節児童手当負担金は、対象児童数の減少により約1,800万円減額しています。4節の子育てのための施設等利用給付交付金は、主に預かり保育に係る分を実績に合わせて減額をしています。次に2目1節保健衛生費負担金の1行目母子保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の国庫負担金で補助率は2分の1となっております。20、21ページをお開きください。2項2目2節児童福祉費補助金のうち、1行目の子ども子育て支援交付金は、利用者支援事業の補助率が3分の2へ変更になったことに伴い前年度より増額となっています。それ以外の補助率は3分の1です。2行目の保育対策総合支援事業費補助金は、保育所等に対する感染症対策補助金で、認可外保育所が県事業となったためなどの理由等で減額をしています。補助率は2分の1となっています。3行目の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、支援が必要な子育て世帯に対し食糧支援や物資支援を通して見守りを行う事業です。民間事業者の減と支援対象世帯の精査に伴い減額しています。また、補助率が全額補助から3分の2へ変更になっています。4行目の保育士等処遇改善臨時特例交付金は、保育士等や放課後児童支援員等の処遇を改善するための交付金で、全額国庫補助となっています。次に3目1節の保健衛生費補助金のうち、2行目の妊娠・出産包括支援事業補助金がこども政策課所管です。産後ケア事業に対する補助金で、今年度から新たに産後健診を追加し産後の身体的、精神的な健診を行い、妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援、健やかな母子関係の増進を図るための事業を行います。補助率は2分の1となっております。4行目の母子保健対策強化事業補助金は、弱視の早期発見を目的とする屈折検査機器を整備し、疾患の早期発見、治療に繋げるための購入費で、補助率2分の1となっています。22、23ページをお開きください。3項2目2節児童福祉費委託金がこども政策課所管です。特別児童扶養手当に係る事務委託金でございます。15款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目の障害者自立支援給付費負担金のうち16万5,000円がこども政策課所管です。育成医療費の4分の1、県費負担金です。4行目の障害児通所給付費等負担金も4分の1、県費負担金でございます。国費同様、給付見込額の増加により約150万円の増額となっています。次に2節保育所運営費負担金、3節児童手当負担金、4節児童福祉費負担金がこども政策課所管分です。国費の計上と同様の理由で、保育所運営費負担金は増額、施設型給付費等事業費補助金から子育てのための施設等利用給付交付金までは減額となっております。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の4分の1、県費負担金です。24、25ページをお開きください。15款2項2目1節社会福祉費補助金の4行目の小児慢性特定疾病児日常生活用具給付費から6行目までがこども政策課所管です。次に2節児童福祉費補助金は1行目から3行目までがこども政策課所管分でございます。2行目の医療的ケア児の保育支援事業分が増額となっています。3行目の子ども子育て支援交付金は県費3分の1補助で、利用者支援事業のみが6分の1へ補助率が変更となっており、それに伴い減

額となっています。34、35ページをお開きください。20款5項1目1節雑入です。上から16行目養育医療費返還金がこども政策課所管です。36、37ページをお開きください。14行目の保健事業参加者負担金のうち11万5,000円と、8行下の放課後児童クラブ光熱水費負担金がこども政策課所管です。どちらも例年並みとなっています。歳入は以上です。

続きまして歳出でございます。84、85ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費のうち1節報酬の4行目から6行目がこども政策課所管です。6行目の児童虐待防止専門員報酬は34万3,000円の減となっています。虐待関係の補助金は上限に達しているため母子保健事業の予算を増額し、利用者支援事業の補助金を活用するように計画をしております。2節給料のうち3,122万9,000円、3節職員手当等、扶養手当から次のページ7行目の児童手当までの1,542万4,000円、その下の段の会計年度任用職員期末手当がこども政策課所管です。4節共済費の共済組合負担金のうち959万4,000円と、その下の段の会計年度任用職員社会保険料がこども政策課所管です。会計年度任用職員社会保険料は児童虐待防止専門員の分です。7節報償費の講師謝礼は虐待対応研修会の分です。8節旅費の普通旅費のうち3万4,000円、研修旅費4万2,000円、費用弁償のうち5万9,000円、会計年度任用職員通勤手当のうち4万7,000円がこども政策課所管です。10節需用費の消耗品費のうち1万円と印刷製本費26万9,000円がこども政策課所管です。11節役務費の審査支払手数料は福祉医療費の現物給付に伴う審査手数料となっています。12節委託料は2行目の福祉医療費システム保守委託料のみこども政策課所管となっております。88、89ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金の上から2行目長与町福祉団体育成補助金のうち10万円がこども政策課所管です。長与町母子寡婦福祉会の活動に対する補助金です。2行下の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、支援が必要な世帯を対象に定期的に食材の提供等を通して家庭訪問しながら、見守りを強化するための補助金です。4年度は3団体が活動予定となっています。19節扶助費は下から2行目の小児災見舞金以外こども政策課所管です。一番下の子ども医療費は実績により昨年度より160万円減で計上をしております。次に2目障害者福祉費です。障害児に関する部分がこども政策課所管となります。1節報酬7行目の療育専門員報酬と8行目の療育補助員報酬がこども政策課所管です。ひばり学級につきましては昨年度まで管理公社へ委託をしておりましたが、今年度より会計年度任用職員を雇い入れ、名称を療育専門員として6名体制でひばり学級を運営するよう予定をしております。3節職員手当等の会計年度任用職員期末手当のうち266万9,000円、4節共済費の会計年度任用職員社会保険料のうち259万円がこども政策課所管です。療育専門員の分になります。7節報償費の1行目の講師謝礼から3行目の謝礼までがこども政策課所管です。8節普通旅費のうち2万8,000円、費用弁償のうち4万円、会計年度任用職員通勤手当のうち44万円がこども政策課所管です。10節需用費の消耗品費のうち21万9,000円、燃料費

と次のページの食糧費2万円がこども政策課所管です。ひばり学級の訓練用教材になります。11節役務費の上から2行目の自動車損害共済金と下から2行目の障害児通所給付費支払事務手数料と次の育成医療費支払事務手数料がこども政策課所管です。自動車損害共済金は今年度よりひばり学級において公用車を1台リースする予定ですが、その公用車に係る保険になります。12節委託料の下から3行目のひばり学級施設管理委託料がこども政策課所管です。13節使用料及び賃借料のうち自動車借上料がこども政策課所管です。17節備品購入費5万円がこども政策課所管です。訓練用の遊具等を購入予定です。92、93ページをお開きください。19節扶助費の上から6行目小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費20万円と、下から5行目の障害児通所給付費、その下の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金、その下の育成医療費がこども政策課所管になります。障害児通所給付費は利用人数の増加等により約600万円の増額計上をしています。94、95ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費は全てこども政策課所管となります。前年度と比較して2,172万5,000円の減額となっております。主な要因は補助費を実績に合わせて減額したことによるものです。それでは節ごとに変更点を説明していきたいと思っております。96、97ページをお開きください。12節委託料のファミリー・サポート・センター事業委託料は、利用実績に合わせて補助基本額を決定するように変更をし、約180万円減額をしております。18節負担金、補助及び交付金の3行目病児・病後児保育事業負担金は、時津町に新たに病児保育を開設いたしますので、その負担金になります。下から2行目と一番下の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金と放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金は、私立の保育園8施設と認定こども園2施設、学童クラブ12施設で働く保育士等、放課後児童支援員等の処遇改善に必要な賃金分を計上しております。19節の児童手当は対象児童の減少のため対前年度比3.5%減となっております。4段目の子育てのための施設等利用給付費につきましては実情に応じて給付費の額を減額しております。2目児童福祉運営費18節負担金、補助及び交付金は障害児保育事業補助金から次のページのあやめ幼稚園運営補助金(2・3号)までが保育園、こども園、新制度に移行した幼稚園に対する運営補助金です。9行目にある広域入所委託分運営費補助金は町外の保育園の運営費補助金、次のページの3行目認定こども園委託分運営費補助金(1号)、4行目の認定こども園委託分運営費補助金(2・3号)については、町外の認定こども園の運営補助金ですが、それぞれ増額となっております。子どもの数は減少傾向にありますが、低年齢時期から保育園の利用があるため、補助金合計額は約2,760万円の増額となっております。102、103ページをお開きください。4目児童館費です。前年度との変更点のみ御説明いたします。1節報酬の一般事務補助パート報酬は、児童厚生員の処遇改善を図り、今までシフト制で隔週週休2日制だった勤務形態を完全週休2日制へ変更しており、児童厚生員の勤務時間の削減分に対応するため67万2,000円増額しています。児童厚生員報酬は、高田児童館で新たに乳幼児向けの講座やオンラインでの講座

を開設することと、週休2日制を導入するため厚生員を1名増員し11名分を計上しております。3節職員手当等、4節共済費は、児童厚生員の1名増に伴い前年度より増額となっております。104、105ページをお開きください。14節工事請負費は、主に北児童館のエアコン交換工事や照明器具取り替え工事等を予定しています。ほかは例年並みとなっております。112、113ページをお開きください。4款1項2目感染症予防費です。1節の一般事務補助パート報酬のうち15万1,000円がこども政策課所管です。予防接種の予診票のチェックをお願いしております。8節の普通旅費のうち8,000円、研修旅費のうち1万円、会計年度任用職員通勤手当のうち1万2,000円、10節の消耗品費のうち3万3,000円、印刷製本費のうち27万8,000円、12節の予防接種委託料のうち1億2,000万円がこども政策課所管です。114、115ページをお開きください。19節の予防接種助成費のうち62万4,000円がこども政策課所管です。次に3目母子衛生費は全てこども政策課所管となります。それでは変更点のみ御説明いたします。1節報酬の助産師パート報酬が前年度より158万2,000円の増となっております。他機関との連携を図るため週3日を助産師対応として虐待等の対応についてもこちらに含め、補助金を有利に活用するよう予算を増額しています。3節の会計年度任用職員期末手当と4節の会計年度任用職員社会保険料は、助産師パートの分が増額となっております。7節報償費は医師の謝礼や母子保健推進員の出生児訪問が実態に併せて減額となっております。12節委託料の健康診査委託料の減額は、母数を昨年度の400人から380人としたことが減額の大きな理由です。新規事業として産婦健診を追加し、産後2週間と1か月で実施をし、助成を行うよう予定をしております。116、117ページをお開きください。17節備品購入費は、スポットビジョンスクリーナーを購入し、3歳児健診時に屈折検査を実施し弱視の早期発見に努めます。購入費用の2分の1が国庫補助となっております。19節扶助費の5行目の乳幼児健診扶助費は実績に応じて助成費を減額しています。ほかは例年並みとなっております。次に178、179ページをお開きください。10款4項1目幼稚園教育振興費はこども政策課所管です。例年どおりに計上しております。

次に、令和4年度の主要な施策に関する説明書の15、16ページをお開きください。こども政策課の主要な施策としましては7項目掲載させていただいております。次に28ページに特別職・非常勤職員報酬の人数と予算額を計上しております。34、35ページに補助金・負担金一覧を、43ページには長期継続契約予定の上から8行目に計上しております。

以上がこども政策課所管分でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入から審査をしていきたいと思っております。12、13ページ下段の方ですね、こちらの方から質疑を受けていきたいと思っております。質疑はありませんか。では次14、15ページ。いいですか。それでは18、19ページ中段ですね。

よろしいですか。では次 20、21 ページ。いいですか。22、23 ページ。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

23 ページの 15 款県支出金 1 目 1 節社会福祉費負担金、障害児通所給付等負担金。障害児という言葉がここだけじゃなくてほかにも出てくるんですけども、この中には医療的ケア児も含まれるんですかね。そこだけ確認をしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

含まれております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

そのところの 4 節、子育てのための施設等利用給付交付金、これ使用目的が限定されているんですか。そこを教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらにつきましては、一時預かり保育事業とか病児保育事業、子育ての援助活動、預かり保育、幼稚園の未移行の施設、あと認可外保育施設等に対する施設等の利用給付費の交付になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では次行きます。24、25 ページ民生費県補助金、この辺りです。よろしいですか。それでは次雑入 34、35 ページ。これは返還金ですね。36、38 ページ。保健事業参加者の 11 万 5,000 円と放課後児童クラブの分です。いいですかね。それでは歳入全般を通して質疑はありませんか。ないようでしたら歳出に入りますけどよろしいですか。それでは 84、85 ページ。こちらが下段の児童虐待防止専門員のところ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

85 ページ報酬で児童虐待防止専門員報酬に関連してお伺いをしますけれども、町長の施政方針の中でも、このコロナ禍の中で生活や家庭環境の変化で、そういう児童虐待とか暴力等の懸念があると。それに対処するために見守り強化事業を進めていくということですが、これは例年と変わらないものなのか。何か特別今年度力を入れていくものがあるのか。その辺りお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

昨年度に引き続き、見守り強化事業につきましては継続で実施をしていくように計画をしております。ただ今年度は5事業所に委託をしていたんですけれども、来年度からは3事業所に委託をするようにしております。支援対象の御家庭につきまして精査をさせていただいております。食糧支援であるとか物資の支援であるとか、そういうことを通して見守りを続けていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

昨年までは5事業所で実施していたのが3事業所になるということで、そこだけ聞きますとちょっと縮小じゃないかという気もするんですね。それはどう解釈すれば良いのか。ただ単に精査すると懸念していたケースが減少したからだということか、それとも財政的な理由なのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

2つの事業所が今回見守り強化事業の委託金については使わないんですけれども、こちらの2つの事業所とは、今後も見守り対象の児童等については継続的に実施していきます。この見守り強化のお金ではなく、自主財源の方で実施をしていくというふうなことで計画をしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。それでは86、87ページ。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

87ページの11節、審査支払手数料って、ちょっと意味がよくわからなくて。どこが審査するのか、何を審査するのか、その辺り教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらにつきましては、福祉医療に係る医療費につきまして国保連と社会保険診療支払基金という2つの機関が、それぞれ医療費についての金額を計算するために掛かる手数料になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。それでは次のページ88、89。ここで質疑はないでしょうか。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

2目障害者福祉費1節の療育専門員報酬、ひばり学級に6名。先程管理公社って言われたんですけども、管理公社から派遣されるわけですか。管理公社が直用してそれを派遣しているのか、ひばり学級に。そこを教えてくださいませんか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今年度までが管理公社に委託をして事業を行っていたんですけども、4年度からは会計年度任用職員として町で雇い入れを行って、ひばり学級の運営を行うことに変更いたします。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

私も同じところを聞いたかったんですが、その理由ですよ。管理公社で今まで雇用された方を雇うんですか。そのところを詳しく説明いただけますか。理由と今度雇う予定の方の状況をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今まで管理公社で5名を、ひばり学級で委託して委託料をお支払いしていたんですけども、そちらの5名、町の会計年度任用職員として新たに雇用をいたします。今年度12月から1名、会計年度任用職員として雇い入れをされている方がいましたので、その方と合わせて6名での体制で来年度は行います。管理公社から会計年度任用職員に移行した主な理由なんですけれども、ひばり学級と直接的に指揮命令を行うには、やはり会計年度任用職員として雇い入れをして直接指示を行う方が事業の運営等も行きやすいということもありましたので、今回会計年度任用職員として雇い入れを行うようにしております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

となると、最少の経費で最大の効果、自治法で行政が求められることも一つ考えないといけないんですが、今までの委託料は人件費含む形だったと思うんですよ、その他経費も含む。直接雇用になると、これを比べるとどのような状況なんですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回報酬は増額をしております。その主な理由なんですけれども、今まで6時間の雇用時間でお願いをしておりましたが、やはりどうしてもひばり学級自体が4時に閉まるんですけれども、4時までの勤務時間ではどうしてもそこまでに仕事が終わらないということもありましたので、今回15分だけ勤務時間を延長させていただいております。その部分の増額が主なものになります。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

「最少の経費で最大の効果」というのは給料を減らせという理由で言うたわけではないんですね。指揮命令系統が、直接的に指示ができる、委託をしていると派遣法に引っ掛かるとかは存じ上げておりますし、そういったのを解消するという目的は良いと思います。ただ、管理公社で雇われた方がどういう状況で雇われていたか分からないですけど、正職で向こうで雇われておると退職金とかもあるわけですね。それが今度こちらに来ることによって、会計年度任用職員は、退職金は無いですよね、この場合は多分。その不利益がこの方々に被らないのかの確認をさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回管理公社から来られる方々は正職員ではなく嘱託職員になりますので、退職金等の影響は被らないようになっております。あと今回できるだけこの方々の現状の給料とかに対して、不利益を被らないように配慮はさせていただいての会計年度任用職員への雇い入れを行っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では次行きます。次のページ90、91ページ。こちらで質疑はありませんか。では92、93ページ。いいですか。では94、95ページ児童福祉費下段の方の。次のページまで入ります。96、97ページ。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

97ページのファミリー・サポート・センター事業委託料はぐんと減ってきていると思うんですけど、これは預けたい人が少なくなってるのか、預かるのも厳しくなっているのか。コロナの影響だと思うんですけど今年もやっぱり少ないと見込んでいるのか、その辺を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

ファミリー・サポート事業につきましては、やはりコロナの影響で利用人数も伸びていない状況です。今まで補助対象経費に対して一財でお支払いをする部分というのが一定180万円程度出ていたんですけども、ファミリー・サポート・センターのこの事業について、いろんな方に利用をしていただきたい。そのために補助を出して委託をしたいってということで、今まで利用会員数と協力会員数で補助単価を計上していたんですけども、そこを実績に合わせた金額で町の方から支出をするっていうふうに変更をさせていただいております。社会福祉協議会の方でそれに係る人件費については出しているっていうふうに変更させていただいております。ですから、事業自体について縮小するというようなわけではなく、町の負担分が減っているような形になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じく97ページで、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金なんですが、これは1,959万6,000円は保育士と幼稚園教諭に対しての今年4月からの分だと思うんですが、何人分で一人当たりは幾らなのか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

こちらの補助金が、その園の定員と実際にいる定数で補助金が決まってくるんですね。例えば90人いるようであれば何人の保育士が必要というのはもう基準で決まっているので、そこに見合った金額の補助金を支出いたします。何人分っていうのがまだ集計が出ていないんですけども、この1,959万6,000円は10施設分になりますので、保育士等に事業者の方が給料の3%程度上乘せしたお金を支払いする。これが9月分までの交付金になりますので、6か月分の補助金として計上をいたしております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

となると6か月分で保育所、幼稚園、正職員、非正職員、パート、いろいろいると思うんですが、皆さんそれぞれ一律に6か月分が上がるということですね。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

計算としてはそういう職員まで含めた形でお支払いをするんですけども、実際にどの方々に幾らというのに関しましては事業者の方で決定をいたしますので、一律幾らで常勤の職員に渡すっていうのに関しては、それぞれの施設で金額は異なってくるかと思

ます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今同僚委員が言われた処遇改善の部分でお伺いをしたいと思うんですが、先程3%程度の賃上げということでありますけれども、まず本町の保育士等の配置は、国が定めている配置基準よりも加配はされているんじゃないかな。多く配置しているのか、国の配置基準どおりなのか、この辺りは実態どんなでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

国の基準どおりに配置をされていると聞いております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私が聞いたところでは、長与町の状況はよく分からないんですけども、一般的には他自治体等では、国の配置基準よりもその自治体が独自に様々な上乘せて言いますか配置をされている所があつて、そうなったときに国の今回の処遇改善が約一人当たりプラス3%で約9,000円ぐらいと見込んでいるけれども、より児童福祉を手厚くしようということで配置している所ほど、国の基準で支給されるもんだから一人当たりの上乘せが逆に少なくなってしまう。もちろん国が示している配置基準は、しっかりとした基準ではされているんですけども、そういった所よりも、自治体の手厚くしている所ほど職員としては「よその保育士はこれだけ賃上げがあつたのにうちでは少ない」ということがもしあると、士気の低下にも繋がると思うので、多分そうだろうとおっしゃいましたけども、その辺りを是非調査をして、やる気を削がないような対策をお願いしたいと思いますが、その辺りはいかがですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今年度の3月補正でも、2月、3月分の同様の収入の3%程度を引き上げるための補助金を出したと思うんですけども、そちらについての事業計画を出していただいている段階になります。それぞれの園で金額等とかはやっぱり差がどうしても出てきてしまいますので、園の運営は民間になりますので、町もその運営まではどうしても指導はできないということもありますので、3%程度の賃上げをどこまでしているのかっていうのが、一律にはならないのはどうしても出てくるのかなというふうには思っております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じページで病児・病後児保育事業負担金の116万円ですが、これは新たに出来た時津のHinamico（ひなみっこ）の負担分だということだとお聞きしましたが、これは1つの所だけでこの金額ということよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

時津町のHinamico（ひなみっこ）に係る負担金になります。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

時津のHinamico（ひなみっこ）は病児保育のみされておりますので病後児は無いですよ。その辺りいかがですか。その下の病児・病後児保育事業利用者負担助成金は、長与町のひなたぼっこの小学校3年生を拡充したので、その分が子どもたちの利用者が増えたというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

この病児・病後児保育事業費負担金の分につきましては、病児も病後児も時津のHinamico（ひなみっこ）の方で見ていただけるようになっております。それと、長与町のひなたぼっこの小学3年生までの委託料の分につきましては、小学校3年生まで拡大はするんですけども、委託料自体は減額となっております。こちらがコロナの影響で定員が9名なんですけれども、今定員3名で行っておりますので、どうしても利用者数は伸びないものですから、その分、委託料につきましては減額で計上させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では次行きます。98、99ページ上段までですね。102、103ページ児童館費です。こちらが所管になっていきます。質疑はありませんか。次104、105ページ。

安部委員。

○委員（安部都委員）

99ページで、先程2,760万円のアップと言われたんですが、今、認定こども園が働く保護者もかなり多くなってきて、そこで預ける子ども多くなってきていると思うんですが、これはコロナに影響せずに預ける子どもたちがかなり増えたというところでア

ップされているというところでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

保育所やこども園の運営費が上がったのはなぜかという御質問ということでよろしいでしょうか。コロナ禍の中でもやはり早めに仕事に就かれないという方がいらっしゃって、保育所を希望される方が増えています。長与の保育園だけではなく長崎市の保育園だとか、やはりいろんな思いを持って保育をされたいと望まれている親御さんたちがいらっしゃいますので、運営費は上昇をしております。

○委員長（金子恵委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

ということは、長与町の子どもを持っている保護者たちも長崎市に預けるわけですね。そのこのところの保育の増加で、その分がアップされたというところでもよろしいわけですね。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

そういった認識で大丈夫です。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

児童館費で2点お伺いをします。町長の施政方針の中で、児童館について利用促進を図るというふうに書かれているので、令和4年度何か新しい試み、取り組みがあるのかということと、もう1つが高田児童館でおひさまひろばと連携して乳幼児講座をメインとした運営、これは新たにということを書いてあるんですよね。この2つをもう少し具体的にお示しをいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口陽子君）

まず高田児童館についてなんですけれども、高田児童館がちょっと支援センターとしての面積も狭いということもあり、近くにおひさまひろばがあるということもあり、午前中の利用者数が伸びていない状態がありました。コロナ禍の影響もあって1日に1組だったり2組だったり0組の日もありまして、待っているだけではなかなか子どもたちが来ないという現状がありますので、こちらから発信していった講座をするので来てく

ださいという形に変更しようということで、厚生員の先生たちにも理解をしていただきました。それでおひさまひろばが近くにあるので連携をして、おひさまひろばで行っている講座を厚生員と連携することによって回数を増やしたりだとか、また新たな取り組みとして講座を新しく高田児童館で始めるという試みを4年度からする予定にしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では次行きます。104、106ページの上段ですね。ここまですよろしいですか。あとから全体的に聞きますので、次進みたいと思います。112、113ページ。感染予防費6か所ほどあるようですが、こちらに関しては質疑はありませんか。よろしいですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

113ページ予防接種委託料ですが、これは子どもたちの一般的な予防接種ということで理解してよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

一般的な子どもたち向けの予防接種になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。よろしいですか。次114、115ページ。ここ上段も含め母子衛生費は全てこども政策課の所管です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

母子衛生費というところでお伺いしたいのは、弱視対策として屈折検査を導入するということでもありますけれども、この背景ですね。今子どもたちの弱視が問題になっている。だからだろうとは思いますが、その辺りの背景と現状がもし分かればですね。それとこの計画をもう少し。そして実施体制、どのような感じで進めていくのか、検査をですね。これをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

今回屈折機器を購入する理由なんですけれども、まず令和4年度が検査機器を買う補助金が2分の1国の方から出るってということがありました。こちらが単年度で終わるものなのか次年度以降も続くものなのか現時点では分かりませんが、今年度こういう補助金がありますので、まず購入するように計画をしたのが、今回計上した大きな理由の一つになります。それと大人になってから弱視になったとしても治療が難しい。だから弱

視については、今回3歳児健康診査のときに検査を行うように計画をしているんですけども、早い段階で見つけて治療を開始する。そういうことで弱視にならないように治療を行うのが一番の理由になります。3歳児健康診査の中で、こちらのスポットビジョンスクリーナーによって検査を行い、看護師に、検査機器自体は目にゴーグルみたいなカメラみたいなものを当てていただいて、写真で点を見るみたいな形になるんですけども、そういう簡易な検査でできるものになりますので、難しくなく子どもたちも検査ができるものと考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解しました。今回は3歳児健診に利用するというので、それは理解するんですが、これをせっかくだから3歳に限らず、自己負担が多少あってももう少し年齢層の拡大が検討はされないのか、今後もですね。というのが、小学生、中学生も今スマホを使っていることもあってじゃないかと思うんですが、結構、弱視というか目が悪いというのを聞きます。それと、あと小学校、中学校の視力検査も裸眼じゃなくてコンタクトされている人はコンタクト付けたままで、なかなか本当の目の状態というのが分からないんですよね。ですからその辺りも考慮して、今後拡充していくことも検討していただきたいと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

まず4年度から実施してその状況を見て、今後については検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では次のページ行きたいと思います。次が178、179ページ幼稚園費、こちらが所管です。質疑はありませんか。歳入歳出全般どちらでも結構です。質疑ありませんか。あと主要な施策に関する説明書も質疑に含めます。質疑はないでしょうか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

まだ先の話とは思うんですけども、ここ2年で出生数が相当少なかったっていうこともあって、全体として何か考えられるような変更点というか保育事業とか、縮小みたいなことがあるのかどうか、教えてください。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

子どもの出生数は確かに今年度も減少傾向でありまして、月に25人から30人程度の出生数ということで、今年度300人ぐらいになるのかなあというふうに予想は立てております。ただし子育てに関する事業につきましては、やはりコロナ禍というのもあって、困り感がある御家庭も一定数多い、そういうふうな状況も見まして、縮小をするっていうふうな方向は今のところ考えておらず、できるだけ現状維持か拡大の方向で事業を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

今の委員の質問での追加なんですけれども、コロナ禍で妊娠出産数が令和2年度から令和3年度はやはり減少をしております。そういった医療機関への受診ですとかコロナ禍で子育ての家庭の生活のしにくさなど、いろんな影響が出ているかと思っておりますけれども、実際に出産を迎えた母子保健事業に参加する親御さんの声といたしましては、コロナ禍で健診等は来ますけれども、それ以外に地域に出向いているような相談をする機会が、コロナが不安で家に引きこもっているっていう声も多くあります。そういった状況から人に相談する機会ですとか、そういった親御さん自体もどうしても人間関係がなかなか築けないというふうなことも懸念をしております。なので、母子事業に関しましては縮小というよりは地域の方に出向いて利用者が来やすいように、例えば先程ありました児童館、保育園、それから学童、子どもたちが集まるような場所に専門職が出向いて、より相談ができる環境を整えたいと思っております。一つ懸念なのはやはり虐待のリスク、それから相談ができずに産後うつなどのリスクというのがありましたもので、いろんな医療機関との連携体制をさらに拡充するためにいろんな産婦健診ですとか、そういったものを実施したいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今御答弁いただいた件に関連するんですけれども、町としてオンラインによる講座とか相談等も開催し云々というふうな施政方針ですが、これは具体的にどういうふうなシステムで実施するのか、この辺りの考えをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

藤吉課長補佐。

○課長補佐（藤吉有見君）

母子保健事業の周知は以前と変わらずやっているんですが、集合型の講座に出向いていただく人数がかなり激減しております。やはりコロナ禍で外出するのを自粛される傾向もあることから、オンラインでの開催ができるように母子保健事業も取り組みを今年

度から行っております。実際には参加が難しいと言われる方、前回、まん延防止等重点措置の期間に実施の中止を考えたんですけれども、出てこられない人たち向けに予約制を取りまして、自宅からオンラインで講座をして、そのときは3、4組の開催だったんですけれども、お母さん同士で顔を繋いで「専門職と意見交換ができて大変良かった」という声がありましたので、やはり出向けない方たち向けに、オンラインでも相談や講座が聞けるような機会を来年度は計画をしていこうと考えております。もう1つ、パパママ学級ですとか、まだ子育てをされてない方々で、どうしても友達作りですとか相談できる方々が少ない方向けに、まずはオンラインを通じて知り合うきっかけになっていただければと思ひまして、来年度から妊娠時期から出産期、それから子育てに向けての対象を幅広くやっっていこうというふうに思っております。あと付け加えて、今インターネットによる動画配信ということで、今回は喫食を伴う離乳食教室、会食を中止したこともありまして、実際に悩みが多かったところが「食事づくりをどんなふうにしていくか」という声が多くありましたので、栄養士が離乳食づくりの動画を撮影して、そういったものをホームページ上で配信をしており、そういったところからもいろんな方に見ていただけるように拡大をしております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところで質問をさせていただきたいんですが、今コロナ禍において他県では妊婦が病院をたらい回しにされて、胎児が帝王切開して亡くなるというような事件とかも起きているんですが、そういったことの事故がないように病院関係ともしっかりと手を結んで、たらい回しとかならないような形でしていかないといけないなというふうにも思いますし、それが1点。そしてまたあと2点は、例えば妊婦がコロナに感染したらかなり高い確率で副作用がというふうなことも聞いたんですが、その辺りの連携は長与町だけじゃなくて、長崎市などの医療機関などとの体制整備は図られているのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

妊婦がコロナにかかって病院に運ばれるとかいうことに関しては、保健所等と医療機関等の連携で実際行われていて、町はその部分には関わってはいない部分になります。ただ妊婦について相談の窓口はこちらの方も随時受け付けをして、不安にならないで妊婦が過ごせるようにという体制は、町としては整えている状況です。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

これでこども政策課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で11時30分まで休憩します。

(休憩 11時16分～11時27分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。引き続き住民環境課の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

おはようございます。それでは議案第17号令和4年度長与町一般会計予算、住民環境課所管分の主な事業予算について事項別明細書より御説明いたします。

まずは歳入の部でございます。14、15ページをお開きください。12款1項2目衛生費負担金2節清掃費負担金でございます。長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金で職員3名分を計上しております。次のページをお開きください。下の方になります。13款2項1目総務手数料1節戸籍手数料から4節諸証明等手数料まで、各種証明書交付手数料を計上しております。次のページをお開きください。同項2目衛生手数料1節清掃手数料でございます。ごみ収集手数料につきましては、町指定のごみ袋販売分と粗大ごみの戸別有料収集の手数料分を計上しております。2番目のし尿収集手数料は個人世帯約150世帯分と仮設トイレ分を計上しております。3番目の一般廃棄物処理業等許可手数料は、一般廃棄物収集運搬に対する許可の手数料、その下、2節滞納繰越分はし尿収集手数料の滞納繰越分。その下、3節犬登録手数料は犬の登録及び予防注射済票の交付手数料を例年どおり計上しております。下の方になります。14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、こちらはマイナンバーに関するシステム改修補助金とマイナンバーカードに関する事務費の補助金を計上しております。次のページをお開きください。2項3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金、こちらは循環型社会形成推進交付金で浄化槽1基分を計上しております。次のページをお開きください。3項1目総務費委託金2節戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者住居地届出等事務委託金を計上しております。次のページをお開きください。15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金は、先程国庫補助金でも御説明しております浄化槽の設置に伴います県からの補助金を計上しております。その下、2節清掃費補助金でございます。大村湾海岸清掃に伴う補助金であります長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金、こちらを計上しております。次のページをお開きください。同款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、人口動態調査事務委託金とパスポート事務に伴う市町村権限移譲等交付金を計上しております。一番下の3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金は墓地になります。それと次のページになります。一番上が委託金の公害の事務に対する権限移譲等交付金を存目計上しております。次に16款1項2目1節利子及び配当金のうち説明欄の下から3番目収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入を存目計上

しております。次に34、35ページをお開きください。20款5項1目1節雑入になります。下から8番目の資源売払収入、2行下の収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料、その2行下の「ながよ町の自然」の売払収入、次のページをお開きください、中段付近になります。使用済小型電子機器等引渡し収入、その下のトイレトペーパー売払収入をそれぞれ存目計上しております。下の方になります。2目弁償金1節弁償金を存目計上しております。以上が歳入でございます。

続きまして歳出でございます。74、75ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、こちらは全て住民環境課所管分でございます。1節報酬から4節共済費までは課長含む住民系の職員15人分でございます。8節旅費、10節需用費は例年同様でございます。11節役務費はパスポート申請書類及びマイナンバーカード交付事務に関する郵便料。次のページになります。一番上はコンビニ交付サービスに係る証明書の発行委託手数料でございます。12節委託料は戸籍総合システムやパスポート交付窓口端末機、個人番号カード等印字システムの保守や更新作業、こちらの業務でございます。13節使用料及び賃借料は戸籍関係システム、個人番号カード印字等システム等の使用料やコンビニ交付システムの利用料でございます。17節備品購入費はスキャナーや生体認証機の購入を考えております。18節負担金、補助及び交付金は長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会負担金とコンビニ交付事業運営負担金でございます。次に116、117ページから始まります。これ1行しかありません。次のページの118、119ページになります。こちらから環境系の歳出予算でございます。4款1項5目から7目まで全て住民環境課所管です。まず5目環境衛生費1節報酬は環境審議会委員報酬でございます。7節報償費は交通騒音調査をお願いした世帯への謝礼経費でございます。8節旅費、10節需用費につきましては経常的経費でございます。12節委託料は大村湾や長与川の水質・底質等の検査の委託、コンポスト跡地の環境モニタリング委託などを引き続き計上しております。説明欄の一番下、猫の不妊・去勢事業委託料、こちら新規という形になります。今年度までは18節補助金として支出をしていたものを、来年度からは動物病院への委託事業として変更するものでございます。そのため委託費として計上しております。なお住民の個人の手出し分は今までどおり2,000円として事業を継続してまいりたいと考えております。18節負担金、補助及び交付金、主なものでは長崎市営火葬場維持管理負担金で1,206万5,000円を計上しております。6目狂犬病予防費は全て経常的経費でございます。7目地球温暖化対策費でございますが、主なものは12節委託料で長崎市、時津町、長与町で形成しております今年度行っております長崎広域連携中枢都市圏での地球温暖化対策計画、こちらの共同策定のための排出ガスの算定業務委託料を計上しております。今年度も行っております。これが提出されたものが2007年度から2018年度までの数値、来年度予定しているものが2019年度、2020年度、こちらの数値を算定するものでございます。18節の一番下になります。地球温暖化対策実行計画策定負担金、こちらは算定業務で出された数

値を利用して再エネポテンシャル調査及び地球温暖化対策実行計画の作成を行うものがあります。それ以外の項目は経常的経費でございます。次のページをお開きください。

4款2項は全てでございます。まずは1目清掃総務費でございます。2節給料から4節共済費につきましては、長与・時津環境施設組合員の職員を含めました環境係8名分でございます。7節報償費の資源ごみ回収報奨金は、子ども会及び自治会の資源ごみの集団回収に対する報奨金、こちらと環境サポーターの謝礼でございます。8節旅費、10節需用費、11節役務費は経常的経費でございます。12節委託料につきましては、町民一斉清掃、精霊流し、大村湾一斉清掃に係ります処理、回収運搬の費用や委託料、きれいな町づくり事業委託料として、シルバー人材センターに常設倉庫の資源ごみの回収や道路河川等の清掃及びパトロール業務など多岐にわたる業務を委託してる分の費用を計上しております。13節使用料及び賃借料は、町民一斉清掃時や大村湾一斉清掃時の船や車、草刈り機等の借上料が主なものでございます。次のページをお開きください。

次に2目ごみ処理費でございます。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費まではごみ収集員の人件費でございます。8節旅費は例年どおりでございます。10節需用費は消耗品費のごみ袋の製作料が主なものでございます。大が165万枚、中が85万2,000枚、小が58万8,000枚、合計の309万枚の製作を予定しております。そのほかにオリジナルトイレットペーパーのふわあっち！を6万個、印刷製本費では令和4年度から変更いたしますごみ分別資源の回収に係るちらし等の製作を考えております。11節役務費は経常経費でございます。12節委託料でございます。可燃ごみ収集運搬業務、びんの収集運搬業務、不燃、粗大、資源ごみ等の収集運搬業務と、それに伴います補助員のシルバー人材センターからの派遣職員分を合わせまして、ごみ収集委託料として1億6,177万9,000円を計上しております。ごみ収集手数料徴収業務委託料につきましては、町内各施設事業所等でのごみ袋の販売の手数料でございます。18節負担金、補助及び交付金でございます。生ごみ処理機器設置事業補助金や資源分別収集助成金と、長与・時津環境施設組合負担金を計上しております。組合運営費熱回収施設関連工事費交付税の充当分を含めましたところで4億2,990万3,000円を計上しております。

26節公課費は経常的経費でございます。次に3目し尿処理費でございます。10節需用費、11節役務費につきましては経常的経費でございます。12節委託料につきましては、し尿収集委託料、し尿処理委託料、し尿料金システム保守点検委託料、次のページになります、し尿投入施設運転管理業務委託料を計上しております。13節使用料及び賃借料は、し尿料金システムリース料になります。予算に関する説明は以上となります。

続きまして主要な施策に関する説明になります。13、14ページ、こちらの方に主要な施策をお示ししております。28ページには特別職・非常勤職員の報酬について、33ページには補助金・負担金の一覧を、45、46ページ、基金の状況では下から3番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金が住民環境課所管分でございます。併せて御確

認いただきますようよろしくお願いいたします。以上が、住民環境課所管の令和4年度の予算となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳入から質疑を行います。まず、14、15、16、17、18、19、20、21ページ、いいですか。次進みます。22、23ページは1段ですね。24、25ページにもあります。26、27ページは存目ですね。次のページも存目ですね。雑入34、35ページ下段の方です。36、37ページ、以上歳入全般でどこでもいいです。いいですか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

37ページの使用済小型電子機器等引渡し収入、これ金に換わるかなんかで引き取ってお金に換わるのかなと思っていたんですけども、やっぱりそんな集まらないものなのか、どういう状況なのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

この事業自体はもう7年、8年前から始めまして、実際は大村にありますシンコーという所に持って行って、そちらで分別回収して特にレアメタルと銅とかプラスチック、全て分別してそれぞれ資源として行っているものになります。町としてはあくまでも住民環境課の前にあります小型ボックスで回収したものを、長与町の収入として上げております。それ以外にも、組合の方で燃やせないごみからピックアップして、こういった小型電子機器等を集めて、組合は組合で処理をしている状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

収入は無いということでもいいのかな。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

これにつきましては、今まで有償で引き受けてもらってございました。ただしこれは量と今後の単価によって変わるもので、毎年存目計上で上げさせてもらっております。

○委員長（金子恵委員）

歳入全般ではありませんか。いいですか。歳出に移ります。74、75ページ戸籍住民基本台帳費、76、77ページまでかかっています。では次116、117ページ下段と118、119ページ、ここで質疑はありませんか。120、121ページ。戻っても構いません。122、123ページ。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

先程詳しくは説明あったんですけど、消耗品費ですが、この予算のうちごみ袋を作成する予算は幾らなんですか。それ以外の消耗品と分けて教えてもらえますか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

ごみ袋代といたしまして3,350万円を計上しております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

予算、過去ずっと見てきても、こういった形で決算も同様な形で提案されてきている。言おうとしているのは、ごみ袋を消耗品代で作成するという事なんですよ。消耗品というのはそもそも購入して自分たちで使用するか、すぐ消費するか、企業では1年以内に消費する物が消耗品。ごみ袋は作成して再販する物。いわゆる手数料として徴収する物を消耗品で購入するっていう。私も庁内でそういった物があるかなと思ったら特に無く、気づいたのが秘書広報課で作っているミックングッズ、あれが作成をして販売をする、収入を得る。あれは作成委託料で必ず上げてきている。ということは、本来このごみ袋も委託料で作成するべきじゃないかと思います。ごみ袋が幾らで作られたってのはこの予算上見えなくなってしまうている。決算もそうなんですけど。そこの考え、改めていくべきじゃないかな。今回はもう提案されているし、節のことなんであまり言うあれはないんですけども、今後、来年度の予算ぐらいからは改めてごみ袋作成料という委託の上げ方、検討いただけないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中尾課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

その件につきましては、来年度、作成の方法等もいろいろうちの方で考えている部分もあります。予算計上の仕方もちよっと考えて上げてみたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。では次のページ124、125ページ。歳出全般で質疑はありませんか。主要な施策に関する説明書でも構いません。良いですか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

主要な施策の説明書の14ページで、地球温暖化対策費の再エネポテンシャル調査負担金なんですけど、これは長崎市と時津町と連携をして対策実行計画の区域施策編というその策定は、もう少し具体的にどのような形で出していくのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

久原課長補佐。

○課長補佐（久原和彦君）

昨年度末に1市2町長崎市時津町とともにゼロカーボンシティ宣言をいたしました。そのときに、当然地球温暖化対策に関しては自治体単位ではなく、その圏域はもうちょっと広い範囲でした方が施策的にも効果があるということで、1市2町の連携中枢都市圏の繋がりの中で提案されて、実際に今年度から動き出しているものです。先程申し上げたとおり、今年度は温室効果ガスの排出量の算定をしております。それを基に数値を分析して、来年度実際どれだけ長崎市、時津も含めて、再エネルギー、再生可能エネルギーの略なんですけど太陽光発電に限らず、洋上風力とか五島市がされているような、そういう幅広い再エネルギーのポテンシャルがこの圏域内にどれだけあるかっていうところを調査して、それを来年度に策定予定である1市2町による地球温暖化の実行計画の基礎にしていくというものの負担金。1市2町で1つの計画、1つの調査をいたしますので、これ国庫補助の対象にはなるんですが、その補助申請は長崎市がされて、その負担金を長与町が負担する予算になります。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

住民環境課の審査をこれで終了します。お疲れさまでした。

場内の時計で13時15分まで休憩します。

（休憩 11時53分～13時14分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

本日、令和4年度長与町一般会計予算の福祉課に関する審議に際し、執行部側から議案第7号及び高齢者交通費・健康助成事業の予算に係る案件について皆様からのいろいろな質疑がございましたので、追加説明の依頼がっております。これを認め説明者として副町長及び財政課長の出席を許可します。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは副町長、御説明をお願いします。

○副町長（鈴木典秀君）

この度は金子委員長はじめ各委員の皆様大変御迷惑をお掛けしておりますことに対しまして、この場をお借りしましてお詫びをさせていただきたいと思っております。本条例案につきましても、施策的なものとして提案させていただいたわけですが、昨今の厳しい財政状況の中ではありますが、町民の皆様の幸福を考えての提案でございます。御理解を賜ればと思っております。簡単ですが、どうぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

では次、財政課長の説明があるんですか。いいですか。

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

それでは私の方から条例議案、仮に否決になった場合の対応と申しますか、予算との関係について御説明を申し上げます。今回の条例につきましては、提案理由でも御説明がありましたとおり、一部事業の組み替えに伴って提出がなされたものというふうに解してございます。ですので、その前提が否定をされた場合には、時期については議会の御判断等々で変わってまいるかと思えますけれども、補正予算という形の編成、具体的には祝金条例の増額、そして今事業の組み替えとなってございます給付券の減額ということ。そしてそれに伴う歳入の補正を予定しているというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

栗山部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

私どもの方の説明がちょっと至らない点が多々あったことに関しては、冒頭でお詫びをさせていただきます。申し訳ありません。今回の敬老祝金支給条例、それから交通費・健康事業の助成券については、元々老連とかめだか85とか、いろんな団体の中で、昨日お配りしたアンケート等々で意見を集約をしながら祝金とそれから交通費・健康助成の事業について検討をしてみました。アンケート結果の中でおおむね100歳以上は下げてもいいんじゃないのかというふうな意見を受けて、町としても昨日も話をしたとおり、いろんな自治体、どうあるべきかというのを検討しまして、100歳については少し減額をさせていただけないかという考えで御提案をさせていただいた次第です。次に、下げるだけでは問題があるだろうということで、全ての高齢者の健康づくりには是非所管としては力を入れていきたいと、そういう観点において交通費・健康助成券の1,000円のアップを進めていきたいと、こういった考えで今回の敬老祝金の減額、それから交通費・健康助成券事業の1,000円アップをセットで是非御検討いただけないかという提案に至った次第であります。趣旨を御理解していただいて、やはりこの高齢者の健康づくりをとにかく進めたいと、そういうふうな所管の思いでありますので、その辺を御理解いただいて、御審議のほど改めてお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

改めての説明が終わりましたが、今の説明に関して皆様、何か質疑があれば。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

まだこれから委員会の採決とか本会議の採決があるわけですが、先程木須課長から御説明があったように確認なんですけど、否決された場合は補正予算で対応すると、

こういう結論でございますね。否決された場合は、その対応方法ですかね。そこだけ確認したいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○財政課長（木須紀彦君）

こちらにつきましては、補正予算という考え方もありますが、予算の修正の可能性もあるかと。いずれにせよ予算については何らかの追をしなければならないと思っております。

○委員長（金子恵委員）

ほかはいいですか。それでは取りあえずこの分は一旦終了いたします。退席願います。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

委員会を再開します。

改めて一般会計予算の福祉課の審査の方に移りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

令和4年度長与町一般会計予算の福祉課所管につきまして御説明させていただきます。それでは説明書に沿って説明させていただきます。まず歳入でございますが、説明書の14、15ページをお開き願います。12款1項1目3節老人福祉費負担金のうち、老人福祉施設入所者費用徴収金、その下の過年度分、高齢者生活福祉センター利用者負担金が所管分でございます。老人福祉施設入所者につきましては3名分、過年度分につきましては、平成30年度に高齢者虐待により措置を行った1名分、高齢者生活福祉センターにつきましては、12名の入所者分となっております。13款1項2目1節社会福祉使用料は、老人福祉センター「丸田荘」の入浴施設の利用料でございます。次に18、19ページをお開き願います。14款1項1目1節社会福祉費負担金の2番目、障害者自立支援給付費負担金のうち3億8,775万9,000円が所管分で、前年度比3,660万3,000円の増額となっております。これは障害者福祉サービスなど、障害者の自立支援給付費に係る2分の1の国庫負担分でございます。次にまいりまして、14款2項2目1節社会福祉費補助金は全て所管分でございます。地域生活支援事業補助金につきましては、障害者の生活支援事業に対する2分の1以内の国庫補助、生活困窮者就労準備支援事業等補助金は、2分の1の国庫補助となっております。同じく3節老人福祉費補助金の老人保健事業推進費等補助金（原爆分）のうち414万6,000円が所管分で、原爆被爆者対策の特別事業として窓口や電話などでの相談業務に対する国庫補助となっており、全額が国庫補助となっております。次のページをお開き願います。15款

1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち1億9,387万9,000円が所管分で、4分の1の県負担分となっております。こちらも国庫負担金同様、障害者自立支援給付費の増額に伴い、前年度比1,830万1,000円の増となっております。次のページをお開き願います。15款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、1行目から3行目までが所管分でございます。戦没者慰霊碑等維持管理費補助金と福祉医療費補助金（障害者）につきましては、ともに2分の1の補助、地域生活支援事業補助金は国庫補助額の2分の1補助となっております。同じく3節老人福祉費補助金のうち在宅福祉事業費補助金は、老人クラブの活動に対する補助基準額の3分の2の補助となっております。次のページをお開き願います。15款3項2目1節社会福祉費委託金は、原爆被爆者対策事務に係る交付金と戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等支給事務交付金、障害者手帳の交付事務等に係る権限移譲等交付金、そして戦傷病者の補装具支給等の請求事務に係る権限移譲等交付金でございます。次のページをお開き願います。16款1項2目1節利子及び配当金の上から4行目、地域福祉ボランティア基金運用収入が所管分でございます。次のページをお開き願います。17款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましては所管分でございます。また、その下の18款1項2目介護保険特別会計繰入金は介護保険課の所管でございますが、関連があるため説明いたします。介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計で受け入れる保険者機能強化推進交付金の一部を福祉課所管の高齢者交通費・健康づくり事業へ拡充分として充当するものでございます。34、35ページをお開き願います。20款3項1目1節貸付金元利収入のうち2行目の災害援護資金貸付金元利回収金（滞納繰越分）は、平成3年の台風災害の貸付金の回収分でございます。その下にまいりまして、同じく5項1目1節雑入のうち、上から7行目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち7万2,000円、2つ下の各種施設電話使用料のうち1,000円、6つ下の高額介護合算療養費支給に伴う福祉医療費返還金、そこからさらに4つ下の丸田荘利用料が所管分となっております。丸田荘利用料は、丸田荘1階部分を社会福祉協議会がデイサービスに利用をしており、その分の賃貸料と光熱水費等の負担分でございます。次のページをお開き願います。同じく1節雑入の下から6行目、緊急通報システム事業利用者負担金とその下、高額療養費（外来年間合算）支給に伴う福祉医療費返還金は所管分でございます。以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして歳出でございますが、84、85ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費でございますが、1節報酬は上から3つの民生委員児童委員推薦会、地域福祉ボランティア基金管理運営委員会及び地域福祉計画推進委員会の委員報酬が所管分でございます。2節給料、3節職員手当等、次のページへまいりまして、4節共済費につきましては、住民福祉部長、福祉課職員及び子ども政策課職員分の人件費でございます。7節報償費のうち2行目の原爆受難者の碑管理謝礼、8節旅費につきましては、普通旅費のうち24万2,000円、費用弁償のうち4万4,000円、その下の10節

需用費につきましては、消耗品費のうち6万5,000円、食糧費につきましては全額が所管分でございます。12節委託料は、1行目の地域福祉等推進特別支援事業委託料につきまして、自治会を中心に現在11地区で実施しております福祉員による高齢者の見守り事業についての委託となっております。3行目の生活困窮者就労準備支援事業等委託料につきましては、住民相互の支え合いネットワークづくりやボランティア活動などの支援を通じて、住民参加による地域づくりを推進するための委託事業となっております。4行目の避難行動要支援者等管理支援システム保守委託料はシステムの保守管理、5行目の成年後見制度利用促進中核機関運營業務委託料につきましては、昨年10月から社会福祉協議会と共同で実施をしているもので、高齢者や障害者の権利擁護や成年後見制度の利用促進を中心となって推進するためのものとなっております。このページの13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は、全て所管分となっております。このうち下から2行目の長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、社会福祉協議会の総務及び地域福祉業務に携わる職員の人件費に係る補助でございます。次に、老人福祉センター運営補助金につきましては、施設の整備、保守点検等に加えて、今回から平日時間外及び休日の管理人の人件費を老人福祉センター、3、4階の勤労青少年ホームと折半することといたしております。次のページをお開き願います。同じく18節1行目、長与町心配ごと相談所運営補助金から3行目のほほえみの家元利償還補助金までが所管分でございます。19節扶助費につきましては、下から2行目の小り災見舞金、24節積立金につきましては所管分でございます。2目障害者福祉費でございますが、1節報酬では1行目の障害者自立支援認定審査会委員報酬から6行目の手話通訳者報酬までが所管分でございます。手話通訳者報酬につきましては、管理公社の業務縮小と業務効率化に伴いまして、会計年度任用職員として採用するものでございます。3節職員手当等につきましては、会計年度任用職員期末手当のうち129万円、4節共済費につきましては、会計年度任用職員社会保険料のうち121万円が所管分でございます。7節報償費のうち4行目の長崎地域福祉有償運送運営協議会委員報償費、8節旅費につきましては普通旅費のうち14万8,000円、費用弁償のうち15万9,000円、会計年度任用職員通勤手当のうち10万8,000円、10節需用費につきましては、消耗品費のうち13万8,000円、次のページへまいりまして、2行目の印刷製本費につきましては全額が所管分でございます。11節役務費につきましては、1行目の通信運搬費、3行目から7行目の成年後見制度利用支援事業事務手数料までが所管分でございます。12節委託料につきましては、1行目の障害者相談支援事業委託料から8行目の要約筆記奉仕員養成研修事業委託料、2行下の障害者福祉システム保守委託料、その下、障害者相談員業務委託料が所管分でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、2行目の有料道路等使用料と駐車場使用料、18節負担金、補助及び交付金につきましては、全て所管分となっております。次に19節扶助費につきましては、1行目の在宅介護者見舞金、2行目の障害者福祉タクシー助成金、次のページへまいり

まして、1行目の障害者交通費助成金から5行目の自立支援医療費まで、その2行下の日常生活用具費から6行下の成年後見制度利用支援事業費まで、その4行下の身障者医療費と一番下の難病者医療費が所管分でございます。このうち2行目の自立支援給付費につきましても、前年度比8,105万1,000円の増額となっており、これはグループホームへの入所や就労系サービスなどの利用者が増加してきていることによるものがございます。障害者の地域生活への移行や社会参加が進んできているものというふうに捉えております。ページ下段へまいりまして、4目原爆被爆者対策費につきましても、次のページも含めまして所管分でございます。続きまして104、105ページをお開き願います。3款3項1目老人福祉総務費は、全て所管分でございます。7節報償費のうち、長寿者敬老記念品代につきましても、100歳を迎える方への記念品代、長寿者敬老祝金につきましても77歳を廃止し、100歳を8万円から5万円に変更することに伴いまして、前年度比221万5,000円の減額となっております。下へまいりまして12節委託料のうちページ一番下の緊急通報システム業務委託料につきましても、一人暮らし高齢者などの生活に不安がある方に対して、緊急時の通報、日常生活における相談並びに定期的な安否確認などができる装置となっており、2月末時点の設置数は60件となっております。次のページをお開き願います。19節扶助費のうち2行目の老人福祉施設措置費につきましても、措置者数が昨年度よりも2名減少したことに伴いまして384万8,000円の減額となっております。その下の高齢者交通費・健康づくり助成金につきましても、高齢者の外出の機会と健康づくり、介護予防を目的に、70歳以上の方全員を対象として、バス利用券、タクシー利用券及び健康づくり助成券のいずれか希望する券を対象者に交付し助成するものとなっております。今回金額を1,500円から2,500円に変更することに伴いまして、793万6,000円の増額となっております。続きまして228、229ページをお開き願います。債務負担行為に関する調書でございますが、一番上の長与町社会福祉協議会が金融機関から借り入れる「ほほえみの家」建設事業資金に対する元利補助金が所管分でございます。次に主要な施策に関する説明書の13、14ページをお開き願います。主要な施策につきましても、高齢者交通費・健康づくり助成事業について記載をいたしております。次に28ページをお開き願います。特別職・非常勤職員報酬一覧でございますが、一覧表の上から3つ目が所管分でございます。続きまして34ページが補助金・負担金一覧でございます。次に45ページの基金の状況につきましても、特定目的の3番目、地域福祉ボランティア基金が所管分となっております。以上が長与町一般会計予算の福祉課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。質疑に入ります。まず14、15ページ、質疑はありませんか。18、19、20、21ページ、戻っても構いません。22、23ページ、24、25ページですね、いいですか。では26、27ページ。では28、29ページ、ここは存

目ですね。30、31ページも存目です。下段が繰入金、では次36、37ページの雑入、所管分があります。歳入は以上ですが、質疑はありませんか。

では歳出の方に移りたいと思います。84、85ページ。よろしいですか。86、87ページ。戻っても構いません。88、89、90、91ページ。いいでしょうか。では92、93ページ。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

93ページの上から2番目の自立支援給付費は去年よりもだいぶ大きくなっていると。コロナ禍においてもやっぱり活動が活発に行われたから増額であったのかとは思いますが、具体的にどんな内容なのかというのを教えていただきたいのと、その3行下の自立支援医療費は急激に減っているけど、これはどういうことなのか。その2点を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

93ページ2行目の自立支援給付費についてでございますけれども、コロナの影響で通所をする施設に行っている方は減っているという印象を持っていると思いますけれども、在宅でできるサービスができていまして、テレワークと一緒に在宅でもサービスが利用できるようになっておりますので、利用者が就労系のサービスを中心に伸びております。そういった実態を反映して予算は増額となっております。もう1点自立支援医療についてでございますけれども、こちらの方は生活保護受給者がいた場合、全額が自立支援医療からの支出となっております。その分で2名が減少となっておりますので大幅な減額となっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかはありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

93ページの一番下なんですけれども、現在被爆者が何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。それが1つと、相談件数1年間に何件ぐらいあるのでしょうか。それから3点目は主な相談内容ですね。主な内容で結構ですのでお聞かせをください。

○委員（岩永政則委員）

山口課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

まず原爆手帳の交付者数でございますけれども、令和2年度末で2,071人となっております。また、原爆窓口相談員の対応件数につきましては、延べの件数となりますけれども1,344件となっております。こちらの方も令和2年度末の数字となっております。

最後に相談内容についてでございますけれども、主に健康に関する相談が非常に多いと感じておりまして、日頃から相談員は、健康相談の方に応じていただいております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。では次のページ94、95ページ、こちらも先程の続きの部分が少しありますね。いいですか。では104、105ページ老人福祉費、ここは全て福祉課所管になっています。質疑はありますか。よろしいですか。では次106、107ページ中段までですね。健康づくり助成金までが所管です。歳入歳出併せて全体どちらでも結構です。質疑はありますか。主要な施策の説明もありましたけど、よろしいですね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで福祉課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより健康保険部健康保険課の審査を始めたいと思います。提案理由の説明を求めます。

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

それでは健康保険課所管につきまして、予算に関する説明書により御説明をいたします。まず歳入ですけれども14、15ページをお開きください。12款1項1目民生費負担金3節老人福祉費負担金のうち当課所管分は一番下、後期高齢者医療広域連合派遣職員給与負担金でございます。本町より長崎県後期高齢者医療広域連合へ派遣の職員1名に係る給与及び共済等の人件費でございます。18、19ページをお開きください。14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金のうち当課所管分は、一番上の国民健康保険基盤安定負担金でございます。この負担金は国保財政の安定化に資するため、保険者支援分の2分の1相当額を国が負担するものでございます。同じく2目衛生費国庫負担金1節保健衛生費負担金のうち、当課所管分は下段の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金で、個別医療機関へ支払う接種費など、ワクチン接種に係る直接的な経費に対する国庫負担金でございます。次のページの14款2項2目民生費国庫補助金3節老人福祉費補助金1,019万3,000円のうち当課所管分は604万7,000円でございます。この補助金は後期高齢者の保険給付費に対する負担金のうち、被爆者に係る給付費の一部に対する国庫補助金を受け入れるものでございます。同じく3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金の一番上、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診受診促進を図るための補助金と、風疹の抗体検査等に係る補助金を計上いたしております。その2段下、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金は、

新型コロナワクチン接種を円滑に実施するための体制確保に対する補助金で、コールセンターの設置費用やシステムの改修費用、クーポン券の印刷費用等が対象となっております。次のページの14款3項2目民生費委託金1節社会福祉費委託金は、国民年金に係る事務費委託金でございます。15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金のうち当課所管分は、一番上、国民健康保険基盤安定負担金、こちらは国民健康保険税の軽減措置に伴う減収のうちの4分の3相当額、及び国保財政の安定化に資するための繰入基準額の4分の1相当額でございます。その2段下、後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、保険料軽減措置に伴う減収等のうち4分の3相当額でございます。次のページの15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金のうち、当課所管分は上から2番目の健康増進事業費補助金で、健康相談、健康教育等の健康増進事業に対するもの。それとその下の長崎県骨髄等移植ドナー支援事業補助金、こちらが対象経費の2分の1を県が補助するものでございます。30、31ページをお開きください。18款1項3目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は存目計上でございます。34、35ページをお開きください。20款4項1目後期高齢者医療受託事業収入1節後期高齢者医療受託事業収入は全て当課分で、健康診査事業と後期高齢者の保健事業と介護予防事業の一体化事業、こちらの合計額を計上いたしております。同じページの5項1目雑入のうち一番下、後期高齢者医療制度特別対策補助金は、健康ポイント事業及び被保険者証の再送付に係る費用に対する補助金でございます。次のページの上から9段目、臨地実習受入謝金は、保健師、栄養士、歯科衛生士の学生実習受け入れ時の謝金となっております。その5段下、保険事業参加者負担金のうち1万2,000円が当課所管分でございます。食育事業の一環として実施の児童クラブ等での調理実習における参加者負担金を計上いたしております。

次に歳出について御説明いたします。92、93ページをお開きください。3款1項3目国民年金事務取扱費は全て当課所管分で、国民年金事務に係る経費を計上しております。内容につきましては前年度とほぼ同じでございます。次のページの3款1項5目国民健康保険費は全て当課所管分で、国民健康保険に係る経費でございます。2節から4節までは、職員9名分の人件費を計上いたしております。27節繰出金、長与町国民健康保険特別会計繰出金は、国及び県から受け入れた保険基盤安定負担金と繰入基準により算出された一般会計が負担すべき合計を合算して、国民健康保険特別会計へ繰り出すものでございます。106ページから109ページにかけてになりますけれども、3款3項3目後期高齢者医療費は全て当課所管分で、後期高齢者医療に係る経費でございます。1節報酬は高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士の報酬、18節負担金、補助及び交付金の後期高齢者医療療養給付費負担金は、本町の後期高齢者における療養給付費の一部を後期高齢者医療広域連合からの請求に基づき負担したものでございます。27節繰出金の長与町後期高齢者医療特別会計繰出金は、事務費と保険基盤安定負担金の合計額を後期高齢者医療特別会計

に繰り出すものでございます。同じページの下から113ページまでにわたりますけれども、4款1項1目保健衛生総務費は、健康増進係の職員の人件費及び健康センターの管理費、保健対策関連の経費でございまして、健康ポイント事業やウォーキングイベントの費用もこちらに含まれております。2節から4節の人件費につきましては、他課の分が含まれておりますが、それ以外の節は全て当課の所管分でございます。1節報酬は健康センターの事務の職員、健康ポイント事業の事務の補助職員、産休育休代替職員等の報酬を計上いたしております。7節報償費は、健康ポイント事業参加者褒賞費等を計上いたしております。12節委託料の一番下、ウォーキングイベント運営委託料につきましては、ウォーキングイベントの企画運営を民間の事業者に委託するものでございます。112、113ページの19節扶助費は骨髄等移植ドナーに対する支援として、休業等による経済的負担を軽減するために1日につき2万円を、7日を上限に助成するものでございます。同じページからまた次のページにわたりますけれども、4款1項2目感染症予防費は、高齢者の肺炎球菌、インフルエンザ、風疹の予防接種の委託料、結核検診、新型コロナウイルスワクチン接種等に関する費用を計上いたしております。1節報酬のうち当課所管分は146万3,000円でございます。3節から7節については、全て当課の所管分でございます。8節旅費のうち当課分が7万8,000円、10節需用費のうち当課分は386万2,000円、11節は全て当課分、12節委託料の一番の予防接種委託料のうち7,644万6,000円が当課分でございます。委託料の2番目以降は全て当課所管分でございます。13節は全て当課所管分でございます。116、117ページをお開きください。4款1項4目健康増進費は全て当課所管分で、主にかん検診等の各種検診に関する支出でございます。内容については、昨年度とほぼ変更はございません。

続きまして主要な施策に関する説明書21、22ページをお開きください。3款1項5目国民健康保険費につきましては繰出金を、同じく3項3目後期高齢者医療費につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を、4款1項1目保健衛生総務費につきましては、健康ポイント事業、同じく2目感染症予防費につきましては、新型コロナウイルス予防接種に伴う事業を計上いたしております。29ページをお開きください。特別職・非常勤職員報酬一覧でございます。一番上が健康保険課分でございます。38ページをお開きください。補助金・負担金の一覧でございます。真ん中付近に健康保険課分がございます。後期高齢者医療療養給付費負担金は、長崎県後期高齢者医療広域連合が試算した額のうち12分の1を町が負担することになっております。長崎県市町村保健師会負担金につきましては5名分、長崎県栄養士会会費につきましては2名分の会費となっております。病院群輪番制病院負担金は、人口割によって長崎市から請求をされる負担金でございます。在宅当番医制事業運営負担金は、事務局の西海市へ負担金として納付するものでございます。新型コロナウイルス感染症患者転院促進費負担金は、民間医療機関等が患者を受け入れた際に1名につき25万円を支援する長崎医

療園独自の取り組みでございます。長崎市が事務局となりまして翌年度の精算払いによって、負担金として長崎市に納付するものでございます。補助金につきましては、食生活改善推進員協議会、長与町健康づくり推進協議会へ交付することとしております。フッ化物洗口推進事業費補助金は、私立の幼稚園、保育園における消耗品等の実費額を補助することとしております。以上が健康保険課所管の当初予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず歳入14、15ページからいきたいと思います。上段4行目ですね。質疑はありませんか。では18、19ページ。いいですか、20、21、22、23ページ。戻っても構いません。質疑はありませんか。では24、25ページ。次に行きます。30、31ページ。いいですか。34、35、36、37ページ、ここは雑入ですね。諸収入もありますが、質疑はないですか。歳入は以上ですが、全体的に何か皆様の方から質疑はないですか。では次に歳出に入りたいと思います。92、93ページ3目ですね。では94、95ページ。いいですか。ないようでしたら106、107ページ。108、109ページ。それでは110、111ページはいかがでしょうか、質疑はないですか。114、115ページ、ここは上段だけですね。前のページからの続きです。それでは116、117ページ。以上が歳出になりますが。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

111ページのウォーキングイベント運営委託料110万円なんですけれども、これは民間の事業者へ委託をしますという説明が先程ありましたけれども、どのような事業者なのかというのが1つ。それから運営委託料ですから、どういう運営をされるための費用なのか。それと110万円の積算根拠はどうなっているのか、お示しをしてください。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

ウォーキングイベントにつきましては、今年度も民間の業者に委託をいたしました。秋の1か月間のウォーキングイベントなんですけれども、どういうイベントをするかっていう企画、それと事務局ですね。商品の交換でありますとか、そういう事務局の委託、そちらの内容になっております。110万円の積算の根拠でございますが、こちらについては3年度も同じような事業を行っておりますので、3年度の実績から考えてこの程度であれば十分受けていただける業者があるのではないかとということで、この金額にいたしております。3年度についてはプロポーザル形式で委託を行っておりますので、どのような業種の方を想定しているかっていうことは、こういうイベントができる業者であればどのような業種でも構わないということになっております。

○委員長（金子恵委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そしたら、その業者は例えば3年度に受けてもらったその業者にそのまま委託するのか、新たに公募するのか、その辺りはどうなんですか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

令和4年度についても3年度と同じように、プロポーザルでの委託を考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

3年度に受けている業者とはどういう業者なんですか。それを最初に私お尋ねしたんですけども、業者名か何かあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

藤崎課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

3年度の業者につきましては、社会福祉法人光彩会でございます。光に彩りに会です。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。主要な施策に関する説明書の方でも構いません。全体的に。

安部委員。

○委員（安部都委員）

主要な施策に関する説明書で後期高齢者医療費の分なんですけど、広域連合からの委託を受けてからのあれなんですけど、令和4年度は健康課題の把握と分析というふうになっていますけれども、具体的に町として令和4年度の取り組みがあったら教えてください。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

後期高齢者医療広域連合から委託をして行う事業として、この事業は2年度から委託を受けて実施をしておりますが、後期高齢者の健康課題を把握して、その方たちを個別に健康指導などを行うという事業でありまして、今までも低栄養や口腔機能の低下が見られる方や医療に全くかかっていない方などを抽出して、個別の訪問指導などを行ってまいりました。4年度も基本的には同じような形で抽出をしながら、また高齢者の通いの場などで健康教育を行った際にフレイルなどのリスクがある方を把握して、その方たちに個別指導を行うというような方法でしていこうと考えております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これで健康保険課の質疑を終了します。

場内の時計で14時35分まで休憩します。

（休憩 14時21分～14時33分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより介護保険課所管の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは介護保険課所管分につきまして、説明書に沿って御説明をさせていただきます。まず歳入の方から説明をさせていただきます。説明書の18、19ページをお開き願います。中程の14款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金のうち、一番下の低所得者保険料軽減負担金が介護保険課所管でございます。これは介護保険料の第1段階から第3段階までの軽減額に対する2分の1の国庫負担分でございます。続きまして22、23ページをお開き願います。3段目の15款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金でございますが、一番下の低所得者保険料軽減負担金が介護保険課所管でございます。国費同様低所得者保険料の軽減分で、県負担は4分の1となっております。次のページに移りまして2段目15款2項2目民生費県補助金3節老人福祉費補助金のうち2番目の介護保険低所得者特別対策事業費補助金が介護保険課所管で、これは社会福祉法人等が行います利用者への負担額減免対策費としまして、県が基準額の4分の3を補助するものでございます。続きまして30、31ページをお開き願います。一番下になりますけれども、18款1項2目介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計で受け入れます保険者機能強化推進交付金の一部を福祉課所管の高齢者交通費・健康づくり助成事業拡充分へ令和4年度から新たに充当をするものでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。106、107ページをお開き願います。3款3項2目介護保険費は全て介護保険課所管でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、職員の人件費でございます。18節負担金、補助及び交付金でございますが、社会福祉法人等利用者負担額減免対策費補助金は、歳入で説明いたしました社会福祉法人が低所得者に対して、介護給付費自己負担額等を減免した場合の社会福祉法人に対する補助でございます。その下の緊急ショートステイ事業補助金につきましては、今年度9月から開始しました事業補助金でございますが、これは介護者が新型コロナウイルス感染症の陽性者となったことにより、誰も介護する人がなくなった濃厚接触者となった要介護者を、ショートステイなど介護サービスでの受け入れを行った事業所に対しまして、その掛かり増し経費等について助成をするも

のでございます。27節繰出金につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の町負担分、国、県の負担分を含めました介護保険料の低所得者軽減負担金、それと事務費相当分を介護保険特別会計へ繰り出すもので、前年度比66万円、0.1%の増となっております。

続きまして、主要な施策に関する説明書の説明に移らせていただきます。23、24ページをお開き願います。主要な施策の介護保険課所管分でございますが、先程説明させていただきました特別会計への繰出金の内訳を掲載いたしております。また38ページには、補助金・負担金一覧の介護保険課分を掲載いたしております。

以上が介護保険課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは質疑を行います。18、19ページ歳入から入っていきたいと思います。質疑はありませんか。いいですか。では22、23ページ。24、25ページ。よろしいですか。では30、31ページ、質疑はありませんか。歳入は以上ですが、どこでもいいです。質疑はないですか。それでは歳出に移りたいと思います。106、107ページ介護保険費、こちらが全て所管になっています。

安部委員。

○委員（安部都委員）

107ページ、緊急ショートステイ事業補助金で、これは被保険者がコロナになってその要介護者に対するショートステイというところで、もう少し詳しく教えていただければと思います。この151万2,000円の根拠。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず対象者になるんですけれども、例えば高齢者お1人とその子どもが2人で住まれて、お父さんを介護をしているとした場合に、その子どもがコロナの陽性者になり、それでサービスとかを受けているお父さんが濃厚接触者になりました。そしたらその方は濃厚接触者になるのでサービスが受けられないと、事業所とかに行けないということで、一人在宅で残ってしまう形になりますので、そういった場合にそういった方を受け入れていただける事業所に対して、その方に掛かるかかり増し経費について町の方で助成をしようというものでございます。基本的には、通常の介護サービスの提供になりますので、それぞれ皆さん介護度によって単位数が決まっているんですけど、介護1ならどんなサービスを何回までとかいうのがあるんですけど、その分については、通常利用していただくんですけど、それでも例えば濃厚接触期間を超える場合、どうしても単位を超えてしまう場合は、その単位を超えた分について助成をしようというものでございます。内容としましては、基本的にショートステイで受け入れを想定していますので、そのショートステイに掛かる分の食費とか居住費、サービスの利用費、それとその方を対応す

る職員のPCR検査費用、あとはいろんな消耗品であったり、ガウンとかマスクとか、そういった消耗品代を含めて、5名分を想定して計上をさせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。歳入歳出どちらでも結構です。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

緊急ショートステイで聞いたかったんですけども、9月からこれをやっていて実際に活用されたのかどうかというのと、今後コロナが収まって、例えばコロナ以外の病気でもこのサービスは使えるものなのか、どういうふうを考えているかをお教えください。

○委員長（金子恵委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず実績ですけれども、今のところ利用された方は1人もおりません。それとこれにつきましては、コロナでの濃厚接触者となった場合ということ想定しておりますので、コロナ以外でそういった場合については、この助成金は適用できないということでさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで介護保険課の質疑を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより会計課の審査の方に移ります。提案理由の説明を求めます。

宮崎会計管理者。

○会計管理者（宮崎伸之君）

こんにちは。それでは令和4年度一般会計予算の会計課所管分につきまして御説明をさせていただきます。まず歳入でございますけども、説明書の28、29ページをお開き願います。16款1項2目1節利子及び配当金でございますけども、説明欄の下から5番目に当たります用品調達基金運用収入の1,000円が会計課所管分となっております。こちらにつきましては預金の利息分を計上させていただいております。次に32、33ページをお開き願います。20款2項1目でございます。町預金利子でございますが8,000円、こちらにつきましては一般会計のほか、町県民税等の歳計外現金の普通預金及び定期預金の利子分を計上させていただいております。

次に歳出でございます。50ページから53ページをお開き願います。2款1項4目会計管理費でございますが、職員の人件費が主なものでございます。人件費の増減分につきましては、補正予算で対応することと今後なつてまいります。現在のところ4月の人事異動がまだ分かっておりませんので、予算計上をさせていただいている状況でございます。11節でございますけれども、役務費で派出手数料が今年度新規分として会計課で計上させていただいております。こちらにつきましては、派出業務の公金取り扱手数料につきましては計上させていただいている状況でございます。こちらにつきましては全国的な支払い状況等、国の方からも通達が来ておりまして、派出業務に対する手数料を支払うこととなり、長崎県下全市町同額の手数料の計上となっております。次に202、203ページでございます。12款1項2目利子でございますが、会計課所管分につきましては、説明欄の一番下、一時借入金利子償還金で82万6,000円を計上させていただいております。最後に基金の状況でございますけれども、主要な施策に関する説明書の45、46ページでございます。会計課所管分につきましては、下から2番目、用品調達基金で100万円を要する定額運用基金でございます。庁舎内で使用します封筒や納入済通知書等の集中購買を行っておりまして、そちら方の計上でございます。

会計課におきましては、以上で会計課所管分の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。あまり多くないので、歳入全般について質疑はありませんか。では歳出で50、51、52、53ページ会計管理費、こちらで質疑はありませんか。安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

新年度の予算で11節役務費の派出手数料、多分銀行振込手数料という考えですか。これももう少し詳しく教えていただけませんか。

○委員長（金子恵委員）

宮崎会計管理者。

○会計管理者（宮崎伸之君）

今委員がおっしゃいました振込手数料につきましては、今回の手数料とはまた別のものになってまいります。今おっしゃられた手数料につきましては、来年度の4月からQRコード等の手数料も含めたところで検討して、またそういう形で国の方から要求がされてくることと思っております。こちらにつきましては、現在派出業務をお願いしているところでございますが、公金を取り扱っていただくことにより公金取扱手数料という考え方で御理解いただければと思っております。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

ということは、指定金融機関に対して払う。例えば十八親和銀行が指定金融機関なんですけれども、ほかにも取り引きしている銀行はありますよね。この派出手数料はどこに支払われるのか、教えていただけますか。

○委員長（金子恵委員）

宮崎会計管理者。

○会計管理者（宮崎伸之君）

この支払いにつきましては、十八親和銀行にお支払いする形になります。あくまで公金の取り扱いの手数料でございます、派出業務を役場内で行っていただいております。そこで取り扱う業務になりますので、他銀行の部分がそこで取り扱っているわけではなく、窓口で取り扱っていただく公金に対する手数料という形で計上させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。歳入歳出どちらでも結構です。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

基金の状況45、46ページですけども、用品調達基金というのが定額運用でありますけども、用品の集中購買ですかね。これは実施されているということで、用紙は契約管財課でやっているんですよね。会計課では何をやっているわけですか、その品物ですね。

○委員長（金子恵委員）

宮崎会計管理者。

○会計管理者（宮崎伸之君）

こちらにつきましては役場庁舎内の各所管に対します伺い用紙と納入済通知書、これは各企業等に請求書を出していただく際に町独自で共通した様式を作っております。そういうものを各所管で購入いただいて提出、もしくはそれぞれの報酬、いろいろなものに使っていただくものを一括で購入して、各課に要求に応じてお配りして、各課で支払っていただくという形になっております。

○委員長（金子恵委員）

ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これで会計課の質疑を終了します。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより議会事務局並びに監査事務局の審査に入ります。まず議会事務局の方から入

っていきます。提案理由の説明を求めます。

青田課長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

それでは議事課所管分の主なものについて御説明いたします。説明書の36、37ページをお願いします。歳入になります。20款5項1目1節雑入の上から17行目、議会運営・議会活性化調査研究視察経費補助金は、長崎県町村議会議長会が主催する議長並びに事務局職員研修参加経費の3分の2補助になります。歳入は以上です。

42、43ページをお願いします。歳出になります。1款1項1目議会費1節報酬は、議長以下議員16名分と一般事務補助パート報酬2名分を計上しております。パート報酬につきましては、時間単価が825円から902円に上がっております。2節給与は職員4名分、3節職員手当等は9行目の児童手当までが職員分、最終行が議員期末手当になります。4節共済費の3行目、議員共済会給付費負担金は、負担率が0.336から0.332に引き下げられたことにより、69万9,000円減額しております。44、45ページをお願いします。12節委託料の会議録作成支援音声認識ASPサービス業務委託料は、昨年までは会議録支援システムの使用料ということで、13節使用料及び賃借料で計上していましたが、この契約が音声を文字へ変換することを目的とした委託契約になりますので、今年度から委託料へ組み替えをしております。そのほかは例年どおりの経常的経費でございます。

説明は以上です。御審査方よろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。歳入歳出どちらでも結構です。質疑はありませんか。

雑入部分とそれと42から45ページですね。いいですか。これで質疑を終わります。

議会事務局の質疑は終了します。

続きまして、監査事務局の提案理由の説明をお願いします。

青田局長。

○議事課長兼監査事務局長（青田浩二君）

監査事務局所管分の主なものを説明いたします。歳入はございません。

説明書の84、85ページをお願いします。2款6項1目監査委員費1節報酬は、監査委員2名分の報酬になります。2節給料から4節共済費までは、職員1名分の給料等になります。8節旅費から18節負担金、補助金及び交付金までは例年どおりの経常経費でございます。説明は以上です。御審査方よろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで監査事務局の質疑を終了します。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。先日、内村委員よりシステム関係の質疑があつておりましたので、その答弁をお願いします。

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

基幹システムにつきましては、昭和60年代の業務電算化の際、複数のシステムから当時の検討委員会においてNECのシステムとするように決定しております。そのパートナー企業であるNBC情報システム株式会社が、システムの保守運用管理を行っております。基幹システムに係るもの以外は各所管が調達しておりますが、当町で調達している業務システム29件のうちNBC情報システム株式会社から19件、そのほか10件でございます。平成25年に現在の基幹システムに変更しましたが、当時、時津町との共同電算協議会を立ち上げ現在のシステムを採用しております。それで一応参考までというか、年間のNBC情報システム株式会社に庁舎全体で支払った金額を報告したいと思います。令和元年が1億4,929万円で、令和2年は1億4,838万円でございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先程の説明で昭和60年代ですかね、業務検討委員会というのが立てられたっていうんですけども、それに基づいてNBC情報システムを採用したということですか。ちょっとこここのところがよく分からないんですけど、そこをもう一度詳しく。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

昭和61年に検討委員会で複数のシステムからNECのシステムを選定しております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

その検討委員会というのは庁内の検討委員会という意味ですか。そこが選んだということですか。それを確認。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

庁内の検討委員会でございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

普通、選ぶに当たっては総合評価方式とかプロポーザルとか、入札を行うはずなんですけども、NECを検討委員会で選ばれて、そのときの入札はどのような形態で行われたんですか。

○委員長（金子恵委員）

日名子部長。

○総務部長（日名子達也君）

昭和61年に検討委員会で複数の所からNECを選定させていただいた。この選定方法についての御質問だと思いますが、これについては書類が今のところございません。当時の担当者にお聞きをして今日お答えをさしてもらいましたということでございまして、詳しく先程言われました公募、プロポなのか、指名なのか、それともそのほかなのか、これについては書類が無いんですけども、その当時の職員等もお聞きをして、分かり次第、委員会の方で報告をさせていただければと考えております。今、分かるのはここまででございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

そしたら平成25年にNBC情報システムを採用されたわけですね、確認ですけど。そういうことですか。先程の説明だと。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

先程申し上げましたとおり現在の基幹システムですね。ADⅡというシステムなんですけども、そちらを採用したのがそうでございます。

○委員長（金子恵委員）

当初と関係ありますか、質問的に。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

その平成25年の入札形態はどのような形態だったんですか。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

NBC-ⅠSの1社の見積りの遂行のための一者随契となっております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

随意契約なんですね。なぜそしたら随意契約で選ばれたのかということですね。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

長与町と時津町の共同電算協議会で提案により採択をしておりますけども、6号随契になります。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

どうして採用されたかという経緯を今お聞きしているわけですよ。この前の質疑はそういう質疑だったものですからね。詳しく今聞いているわけですよ。時津町と長与町の協議ということですか。その辺り明確にお願いします。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

はい。そうでございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

ずっと時津町も同じように採用されているということですね。分かりました。契約期間はどうなっていますか。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

長期継続の10年でございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

10年ということでありますと、もう近々ですかね。更新は何年になりますか。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

4年度の末まででございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

先方の経営状況、従業員が何名いて、売り上げがどのぐらいなのか。簡単でいいですから御説明ください。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

資本金が5,000万円でございます。それと売り上げと従業員数ですね。これは2021年3月末時点の分で報告しますが、売上金額28億4,300万円で、従業員数は契約社員とアルバイトを含めない数、正社員になりますけども142名でございます。それと設立は昭和61年10月でございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

この会社はNBCの子会社ですか。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

はい。そのとおりでございます。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

システム契約は長期にわたりますので、できるだけ5年とか短い期間でして、保守契約というのは一番おいしいところなんですよね、業者にとってみれば。だから競争力を働かせるためには、できるだけ短期にして都度公募していくと。随意契約よりも公募を選んでコストダウンを図っていかないと、もう固定化すると硬直化してコストが下がらないんですよ。これは、課長は専門家として分かるはずですけどね。私も民間企業にいたときに調達をやっていたからよく分かるわけですよ。10年というのは長いんですよ。だからもう少し短く契約をして、コストダウンを図るべきだと思いますけども、いかがですか。

○委員長（金子恵委員）

和田課長。

○契約管財課長（和田弘君）

内村委員がおっしゃるのも分かります。今後10年間使っていくわけなんですけども、国から共通システムというか、そういうふうになってきますので、それまでどうするかということで検討をしていくわけなんですけども、共通にするのか、そういうふうにしていくか、それを検討していきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

内村委員。

○委員（内村博法委員）

随意契約は極力止めて公募でした方が良いと思います。なぜかというシステム会社はいっぱいあるわけですよ、長崎市でも。ここだけじゃないわけですよ。だから競争力を働かしてコストダウンを図るべきというのが私の考えなんです。だからこの予算書にも載っていますけれども、コストダウンを図るためにはそういうことをしなくちゃいかんということでお聞きしたわけですよ。NBCが他の課いっぱい使っているものだからね。何でこんなにはびこっているのかっていうそういう疑問が起こったわけですからお聞きしたわけですよ。

○委員長（金子恵委員）

以上で質疑を終わります。

契約管財課の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これから議案第17号令和4年度長与町一般会計予算について、討論、採決の流れで入っていきます。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私はこの総務厚生常任委員会の部分の一般会計予算に反対の立場から討論を行います。今回の予算の中には、敬老祝金を削減する前提で編成がなされております。高齢者への入浴補助、交通費補助を全体的に見ますと、高齢者福祉は拡充しているという説明を受けました。しかし、長年我が国と町の発展に寄与してきた人への感謝の気持ちである祝金を削減するというこの事実は消えないんです。しかも住民にそうした意向調査が実施された形跡はありません。総合計画には、本町は財政力指数が、これは町の財政力を示す指数でありますけれども、県下有数、そして安定した財源があると説明をしております。また本町は幸福度日本一を目指す標榜をしている町であります。これまでも町の財政負担、ボトルネックになってきた事業があり、見直すことを提案してきました。県下有数の財政力指数が十分生かされず様々な予算にしわ寄せが来ていることを、今回端的に示していると感じます。この部分に賛成した場合、以上のことについて住民の皆さんに私は納得がいく説明ができませんので、反対とさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号令和4年度長与町一般会計予算の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号に関しては以上で終了をします。このあと第7号議案の採決が残っておりますので、場内の時計で15時40分まで休憩します。

(休憩 15時29分～15時40分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

今から議案第7号をすと思うんですけども、議案第7号に対しまして修正案を提出したいと思いますので、御審議よろしくお願います。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

ただいま議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例に対して、安藤克彦委員からお手元に配布のとおり修正案が提出されています。本修正案について提出者の説明を求めます。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

お疲れさまです。では議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例に対する修正案を、別紙皆様にお手元にお配りしましたとおり、会議規則第69条の規定によって提出させていただきたいと思ひます。修正案の内容につきましては、もう皆様はこの委員会の中で審議されているのでお分りと思ひますが、修正案は原案に対する修正となりますので、ここに記載してある修正案につきましては、第3条の改正規定中、同条第3号中、8万円を5万円に改め、同号を同条第3号に改めるものでございます。端的に申しますと、改正予定前の77歳は廃止、そして100歳については、現状そのまま8万円とするものであります。参考までに新旧対照表を添付しておりますのでよろしくお願ひいたします。まず修正の理由としましては、原案では77歳の削除が上がっ

ていました。77歳の削除につきましては、ちょっと古い資料ではございましたが、高齢者に関するアンケート、これを担当課の方から見せていただきまして、住民の方々も財源への理解とか、配慮を考えていただいているものだなという一定の理解ができたと思います。本案の提案のときにありました、これが敬老祝金と交通費・健康づくり助成事業が事業としては別物だけでも、財源としては議会としてもやはり一体と考えていかなければならないのではないかと。その中で敬老祝金事業が、原案が否決となりますと、交通費・健康づくり助成事業の実施が困難であると。77歳の廃止により影響する方というのは390名であります。それに対して交通費・健康づくり助成事業に影響する方というのは9,410名が影響してくると。この390名に我慢をしていただくというだけではなく、交通費・健康づくり助成事業を実施することによって、これは担当課からも説明を受けました祝金と助成費の改正前後の比較のグラフがあったと思います。これは健康であることを前提と見ると、恩恵を受ける金額が示されておりました。77歳を廃止しても99歳までは2万5,000円増の恩恵を受ける。ただ100歳になると3万円の減額により、マイナス4,000円となると。ですので、ここを改めるべく私は、100歳の3万円を減らすのを止めるべきという判断で、今回提出させていただいております。修正案では全ての方が現在よりも多少の差はあるけれども、多くの恩恵を受けるということが言えるのではないかなと思っています。なんとか高齢者の健康づくりを進めていきたいという担当課の思いですね。それと委員のやはり敬老祝金を少しでも残しておきたいという部分を折衷案と申しますか、第3の選択肢として今回修正案を提出させていただきました。ご審議の方をよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

ただいま修正案提出者の安藤委員から説明がありましたが、この修正案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、安藤委員から出された部分ですけれども、意味は今の御説明でよく理解をしました。それで説明の中で、もし町から提案された敬老祝金支給条例が否決になると、健康づくりが困難になるという御説明があったんですが、これは健康づくり助成事業の増額が困難になるんですね。そこちょっと確認をさせてもらっていいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

仰せのとおりでございます。現在が1,500円支給している分を2,500円にすることが困難になるという趣旨で申し上げました。言葉足らずで申し訳ありませんでした。

○委員長（金子恵委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

修正案を出して100歳の敬老祝金を現状のままでという安藤委員の修正案を通した場合、交通助成金の増額はというふう判断されるのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

それではほかにないですか。ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案賛成の討論はありませんか。

次に、原案反対の討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

敬老祝金支給条例の改正に反対の立場から討論を行います。今回の改正内容はこれまで77歳に達した住民に支給していた祝金を今後は支給しないこと。100歳の方への支給を3万円減額する内容であります。その理由として町は、高齢者の入浴や交通費助成を1,000円増額し、2,500円とする財源の一部に充てるためと説明がありました。交通費助成を増額し、住民ニーズに応えようとするその意図は理解をできます。しかし、1世紀の間、百寿に到達する方は厚生省の調査では僅か数%であります。また77歳、いわゆる喜寿の方は、ほとんどが年金生活者であるというふうに認識をしております。今回の改正内容はこうした方が残念な思いをするということ間違いがありません。祝金は長生きを祝うに私は留まらないというふうに思います。長年この社会に貢献し戦後の食糧難、そして戦争の廃墟のような国の復興に大変な力を尽くしてこられた方々に対して、町民が感謝の意思を表明する。そのための制度だというふうに認識をしております。また本町においては、資源分別の拠点回収、これは特に私たちの地域においては、70代や80代の高齢者も真冬の寒空の下で屋外に1時間以上立って活動しております。これは資源の分別と拠点回収に参加することによって、町の財政負担を少しでも軽減して欲しいという町からの要望、こうしたことや環境衛生の増進に協力を惜しまなかったということにほかなりません。こうした高齢者が祝金を削除されたらどう感じるのかということ想像する力が私は必要だと思います。自分自身の存在が町の財政負担になってしまっているのかなど、そう肩を落とす方がいらっしゃるのではないのでしょうか。そのことを思うとどうしても賛成することはできません。反対のもう1つの理由はあまりにも唐突だということです。以前公共施設を有料化する、こうした内容の議

案が賛成多数で可決されたとき、大きな騒動となって地元新聞でもタイトルでは、意見を聞かずに突然決定という大きな見出しで報道がされました。これと同じ轍を踏んではならないというふうに思います。この議案が可決をされますと、また議会と行政は主権者である住民に相談なく決めたと批判を受けるのは間違いがありません。条例改正を否決すると、入浴補助、交通費補助の増額はできなくなると委員会審査の後半で答弁がありました。もしそうだとしたら私は、それはもう致し方がないと思います。私がもし否決になった場合には、その理由を住民にしっかりと説明をする、そういう覚悟はできております。ここは一旦立ち止まって、町の考えを住民にきちんと伝えて意見交換をする、このことが必要です。それから今後どうするかを判断するというのが今最善の策だと私は思っております。町や議会が強引だと捉えられるやり方は必ず主権者住民の批判、反発、行政不信、議会不信を招きます。以上述べたような理由で本議案には反対をいたします。以上です。

○委員長（金子恵委員）

次に、修正案賛成の討論はありませんか。

安藤委員。

○委員（安藤克彦委員）

提出者でありますけれども、賛成討論を若干述べさせていただきたいと思います。先程提案理由で述べたとおりが賛成討論の内容なんですけれども、やはり今回の条例については、原案に反対討論でもあったとおりでと思うんですね。これだけ委員会が混乱している状況に陥っているっていうのは、やはり周知不足、それと住民への説明不足、それと議会への説明不足、もろもろあったと思います。ただ今回、福祉課の主要な施策を見てみると唯一掲載されているのが、交通費・健康づくり助成事業だったと思います。町長の施政方針でもあったこの事業は、やはり進めていただきたいし、やるべきだと思う。だからこの事業を残すためにも執行部側も譲歩していただき、予算上は60万円ほど足りなくはなりますが、そこは何とか、もしこの案が通ったときには善処していただきたいと思ひ賛成討論といたします。

○委員長（金子恵委員）

次に原案賛成の討論はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

本議案は当初予算とトータルで考えなければならないと思います。敬老祝金の減額もありますが、減額以上に高齢者福祉に対し予算の増額もあり、免許返納により必要なタクシー券の増額配布もなされ、全体で高齢者福祉のボトムアップがなされると考え賛成といたします。以上。

○委員長（金子恵委員）

次に、原案反対の討論はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。今回の改正案は77歳の5,000円支給を廃止し、100歳の8万円を5万円に減額するものであります。その差額分264万円を令和4年交通費・健康づくり事業へ充当するものだとお答えいただきました。目的が全く異なっているものであり、激動の時代を生き抜いた大正生まれの100歳の長寿者への祝福と慰労の感謝に対する祝金を減額することは、高齢者の楽しみを奪う形となり断じて承認できません。平成29年の高齢者に関するアンケートは5年前のものであり、現在コロナ禍で外出もできなく在宅を余儀なくされる高齢者にとって、コロナ禍が収束したらその祝金で心身ともに癒やしたいという、楽しみにしている高齢者の方たちもいらっしやることと思います。敬老祝金264万円を充当するのではなく、1,500円から2,500円にアップするなど健康事業の予算に対しては、より努力し予算化するべきだと考えます。委員に対する説明も再度ありましたが納得できるものではなく、本議案に賛成しなければ健康事業の増額が実施できないとの旨がありましたが、言語道断だと考えます。よって本議案に反対といたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、修正案賛成の討論はありませんか。

次に、原案賛成の討論はありませんか。

次に、原案反対の討論はありませんか。

次に、修正案賛成の討論はありませんか。

原案賛成、原案反対、修正案賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号長与町敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の件を採決します。

まず、本案に対する安藤克彦委員から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

起立少数。よって、本修正案は否決すべきものと決しました。

次に、原案について起立によって採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

起立少数。よって、本案は原案のとおり否決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会します。皆様お疲れさまでした。

（閉会 16時10分）